

前回協議会で提示しました内容からの変更箇所について、赤字で記載しています。
また、前回資料で「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を第5章としていた内容
を見直し、本資料①では第5章と第6章に分けるなど構成を変更していますが、赤
字表記している内容は、記載内容に変更が生じた箇所のみとしています。

第4期南丹市障害者計画及び

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

12月11日時点（案）

令和6（2024）年3月

南丹市

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格及び位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	4
第2章 本市の障がいのある人を取り巻く状況.....	6
1 総人口の推移.....	6
2 身体障がいのある人の状況.....	7
3 知的障がいのある人の状況.....	9
4 精神障がいのある人の状況.....	10
5 身体・知的・精神障がいのある子どもの状況.....	11
6 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移.....	12
7 難病患者数の推移.....	12
8 発達障がいのある子どもの状況.....	13
9 アンケート調査の概要.....	14
10 関係団体アンケート調査の概要.....	21
11 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標の検証.....	24
第3章 計画の基本方針.....	35
1 計画の基本理念.....	35
2 計画の基本的視点.....	35
第4章 第4期障害者計画.....	37
計画の施策体系.....	37
基本目標1 ともに育ち、ともに学ぶために.....	38
基本目標2 働く場や生きがいの創出のために.....	46
基本目標3 すこやかなくらしのために.....	51
基本目標4 自立した生活をおくるために.....	54
基本目標5 安全で快適なくらしのために.....	60
基本目標6 共感しあえる地域づくりのために.....	64
第5章 第7期障害福祉計画.....	68
第6章 第3期障害児福祉計画.....	89

第7章 計画の推進に向けて.....	94
1 市民・事業者・地域等との協働の推進.....	94
2 障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施.....	94
3 計画の達成状況の点検及び評価.....	94
資料編.....	96
1 南丹市地域自立支援協議会委員名簿.....	96
2 計画策定経過.....	96

● 「障がい」の表記について ●

1 本市における「障がい者」の表記について

本市においては、2006年（平成18年）11月17日に開催された「第1回南丹市身体障害者福祉大会」において、「障がい者」の表記についての提言がなされ、「障がい者」に対してより不快感を与えないよう、「害」を「がい」とひらがなで表記するよう改めるものとなりました。

◆ 第1回南丹市身体障害者福祉大会の資料より ◆

「障がい者」の表記について

「障害者の害の字が不快感を与えて好ましくない」という提言が全国的に広がっています。一般的に「障がい者」の“害”の字には「悪くすること」「わざわざ」等の否定的な意味があり、「障害」は本人の意思でない生来のものや、病気・事故等に起因するものであることから、その人を表すとき“害”を用いることは人権尊重の観点からも好ましくはないものと考えられます。

このような理由から、南丹市身体障害者福祉会が率先して、障がい者に対してより不快感を与えないように表記を改めることに取り組んでいきます。

2 表記の基準

(1) 人を形容する場合はかな表記

「障害」という言葉が人を形容する場合は「障がい」と表記します。

対象が人ではない場合は「障害」と表記します。

【例：障害者 ⇒ 障がい者、身体障害 ⇒ 身体障がい、障害物 ⇒ 障害物 等】

(2) 国の法令や地方公共団体の条例等、法人・団体名等、

固有名詞による表記

名称、固有名詞等は、変更せずに表記します。

【例：身体障害者手帳、障害福祉サービス等】

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国においては、様々な障害者施策が推進されており、障がい者に関わる多くの法や制度の改正が行われています。近年においてもいくつかの法改正が行われており、令和3年6月に公布された障害者差別解消法の改正では、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対する合理的配慮の義務付けや、行政機関相互間の連携の強化等が示されており、令和4年12月に公布された、障害者総合支援法等の改正では、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化・障がい者等の希望する生活の実現に向けた様々な体制や支援整備が求められています。

さらに、障害児福祉計画の根拠法である児童福祉法に関しても、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うために、令和4年6月に改正が行われており、これらの法改正は令和6年4月の施行が定められている状況です。

また、国が策定する障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」が、令和5年3月に閣議決定され、共生社会の実現に向けて、障がい者が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するために取り組む方向性について定められました。

「障害基本計画（第5次）」では、「共生社会の実現に向けた取組の推進」「総合的かつ分野横断的な支援」「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」の他、「障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」についても、各分野に共通する横断的視点として記載されており、これらの視点を持って実効性のある取組を推進していくことが示されています。

(2) 本市の計画策定の趣旨

本市においては、平成30年3月に「南丹市障害者計画」、令和3年3月には「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、基本理念を「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる地域共生社会のまち南丹市」として、様々な障害者施策を推進してきました。

これらの「南丹市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」が、令和5年度に計画期間が満了となることから、「南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の性格及び位置づけ

(1) 計画の性格

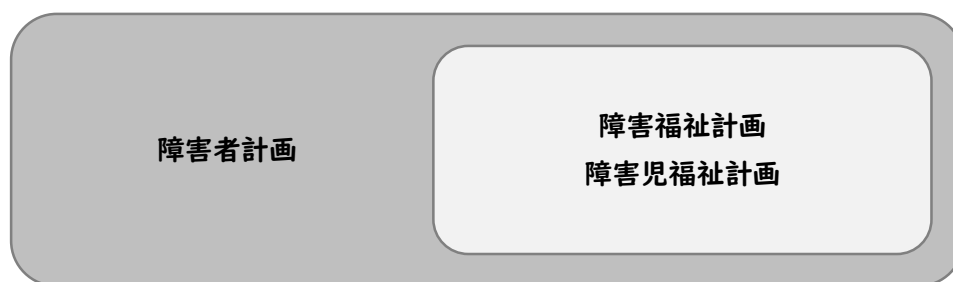
「障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保等について定めるものです。

【「障害者計画」と「障害福祉計画」「障害児福祉計画」との関係】

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間を基本とする	3年間を基本とする
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の提供体制確保等について定める

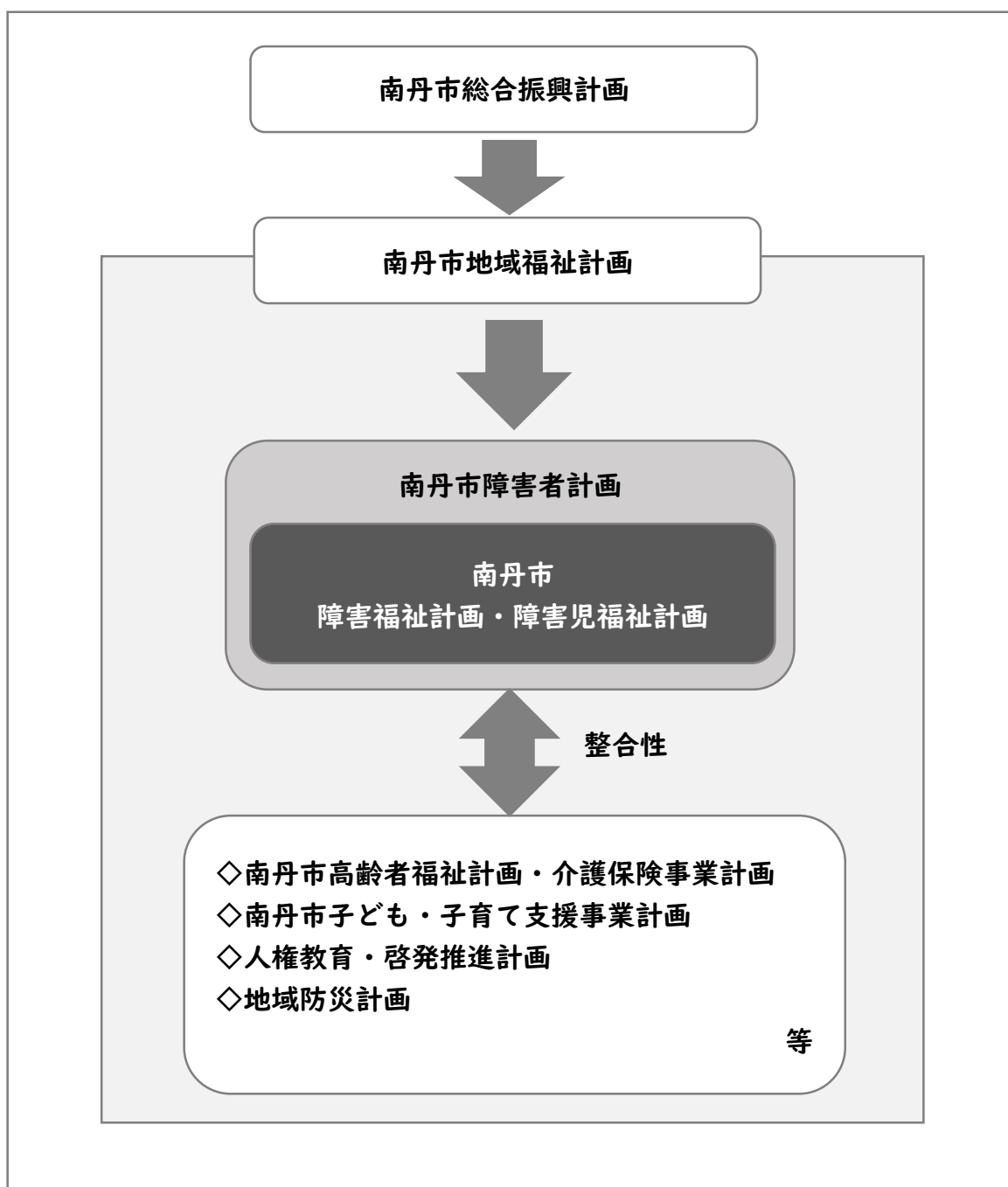


(2) 計画の位置づけ

南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は、まちづくりの上位計画である「南丹市総合振興計画」の部門別計画として、障がいのある人の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものです。

その推進にあたっては、「南丹市地域福祉計画」「南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「南丹市子ども・子育て支援事業計画」等、その他関連計画との整合性を図ります。

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

「第4期南丹市障害者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までとし、障害福祉計画及び障害児福祉計画の改訂に合わせて、必要に応じて見直しを行うものとしします。

また、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までとし、国及び京都府の基本指針に基づき数値目標を設定し、目標達成に向け計画的にサービス基盤の整備を図るものとしします。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029

南丹市障害者計画	第4期南丹市障害者計画
----------	-------------

第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画	第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画	第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、下記に掲げる方法等により、障害福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

(1) 地域自立支援協議会の開催

本計画策定にあたっては、学識経験者、障がい福祉関係者、市民の参画を求め、「南丹市地域自立支援協議会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

(2) 障がいのある人の現状を把握するためのアンケート調査の実施

障がいのある人の地域移行や一般就労の促進等に向け、障がいのある人のニーズを把握するとともに、障害福祉サービス等の計画的な基盤整備を進めるため、令和年12月から令和5年1月にかけて「障がいのある方の福祉に関するアンケート調査」を行い、計画策定の基礎資料としました。

(3) 関係団体等アンケート調査の実施

上記(2)のアンケート調査に加え、障害者施策の方向性を検討する基礎資料とするため、令和4年12月から令和5年1月にかけて「南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に係る関係団体等アンケート調査」を実施し、関係団体等の意見聴取を行いました。

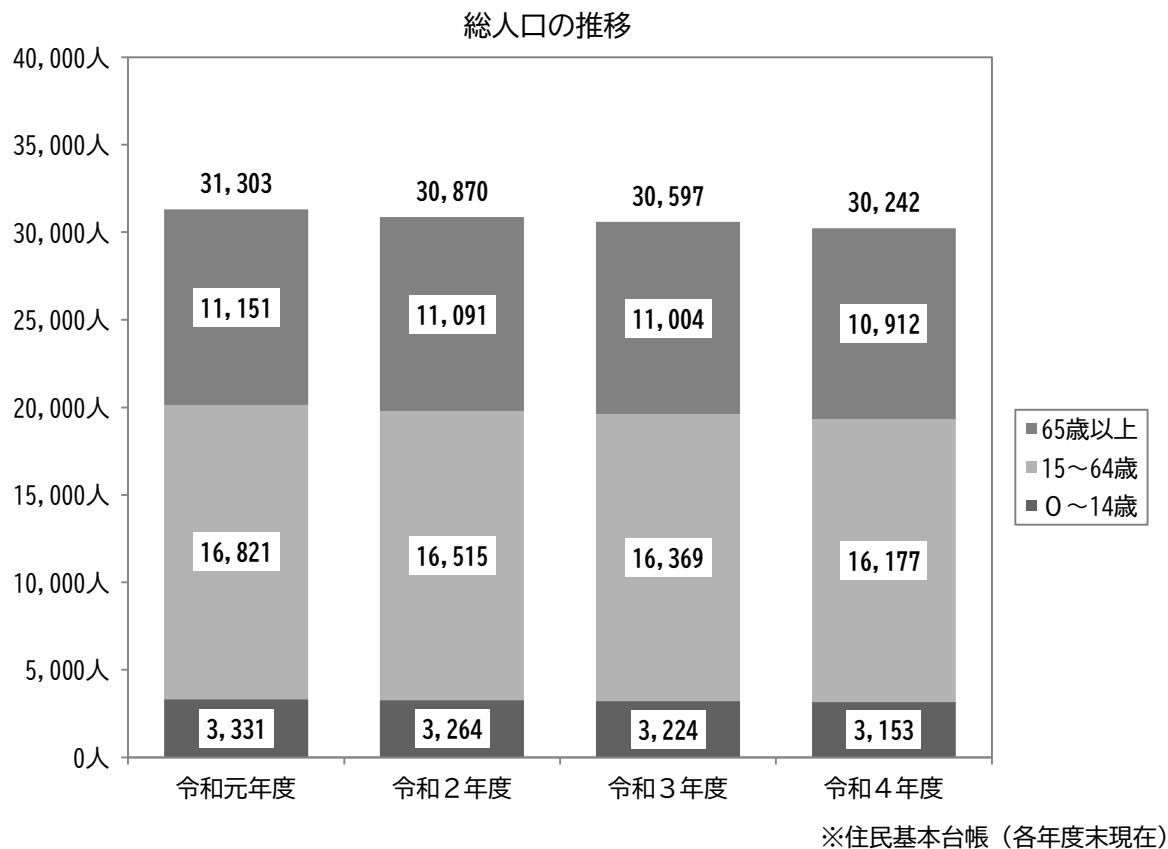
(4) 市民意見の聴取と計画への反映

計画策定において、市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、**計画案**に対する「パブリックコメント(市民からの意見募集)」を実施し、市民意見の聴取を行う予定です。

第2章 本市の障がいのある人を取り巻く状況

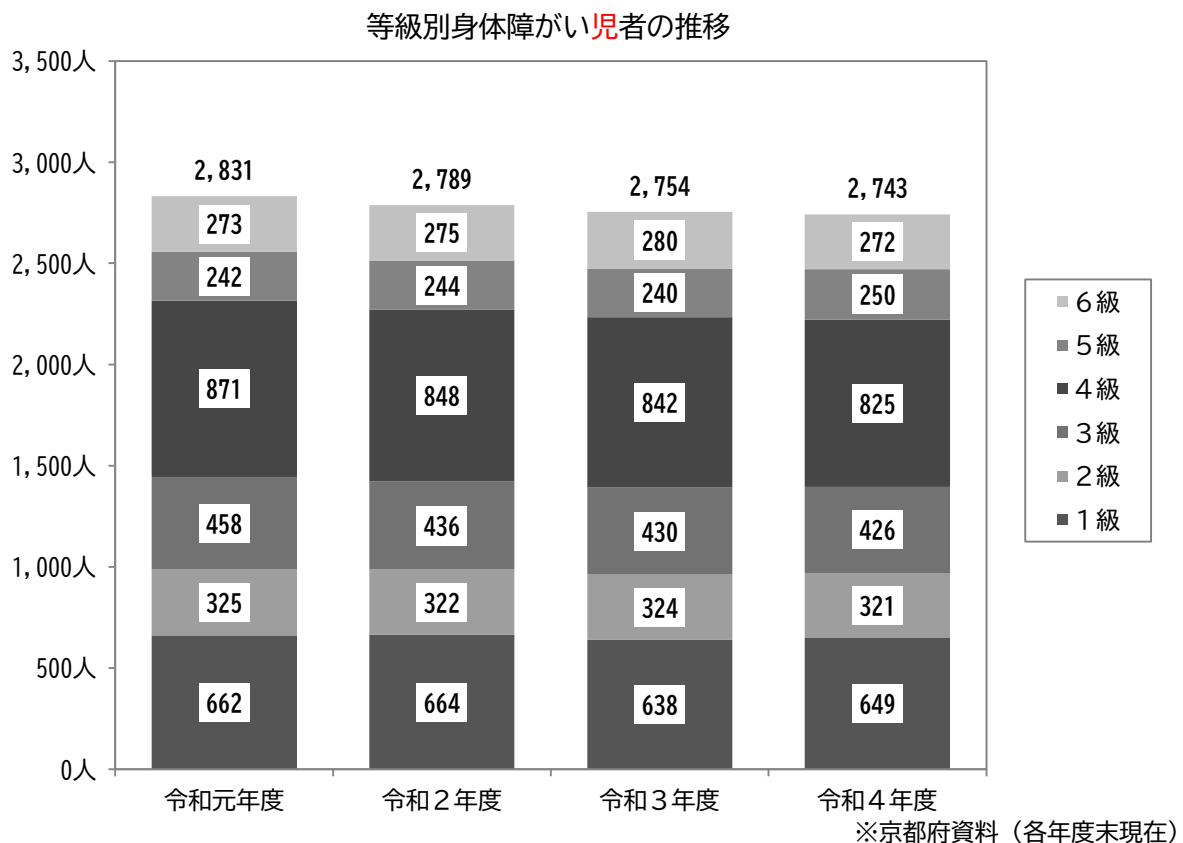
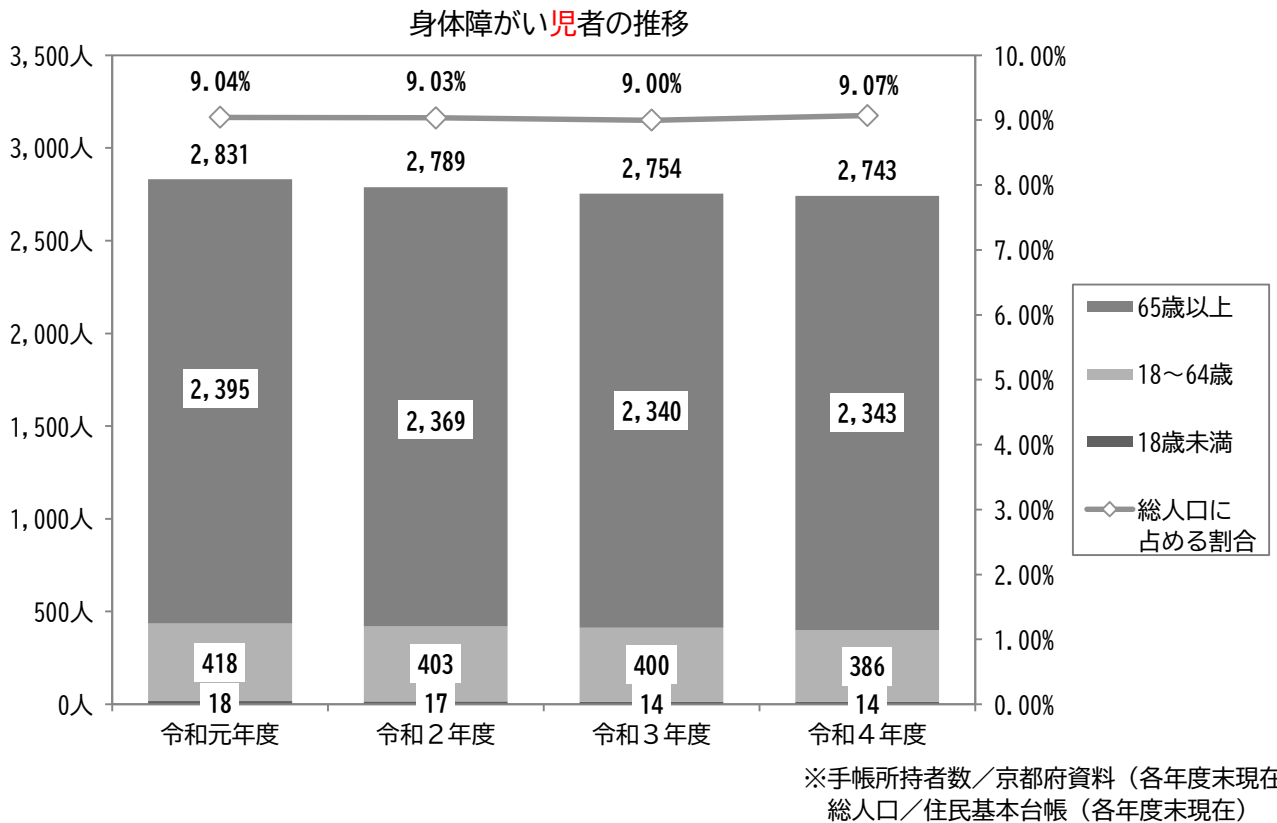
1 総人口の推移

令和元年度からの総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和4年度には30,242人となっています。

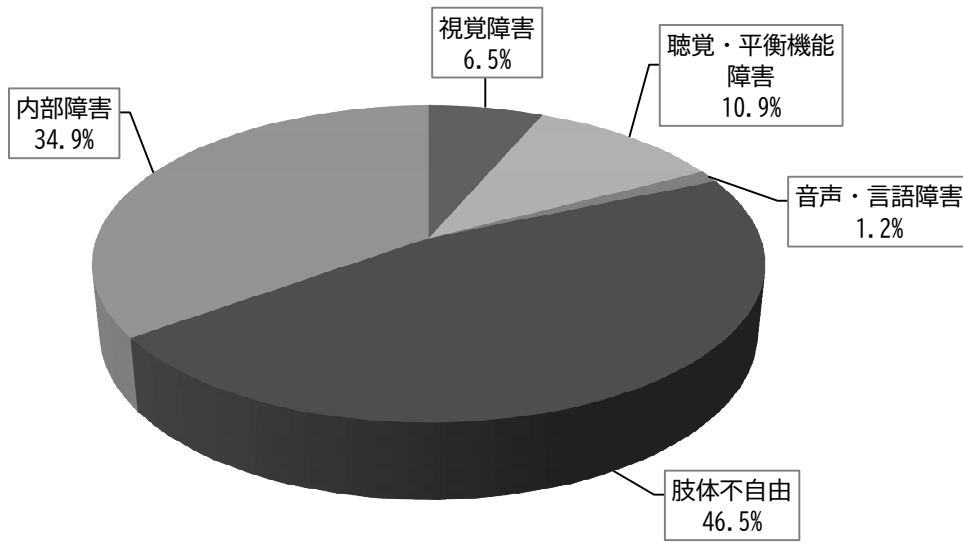


2 身体障がいのある人の状況

令和元年度からの身体障がい児者の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和4年度には2,743人となっています。

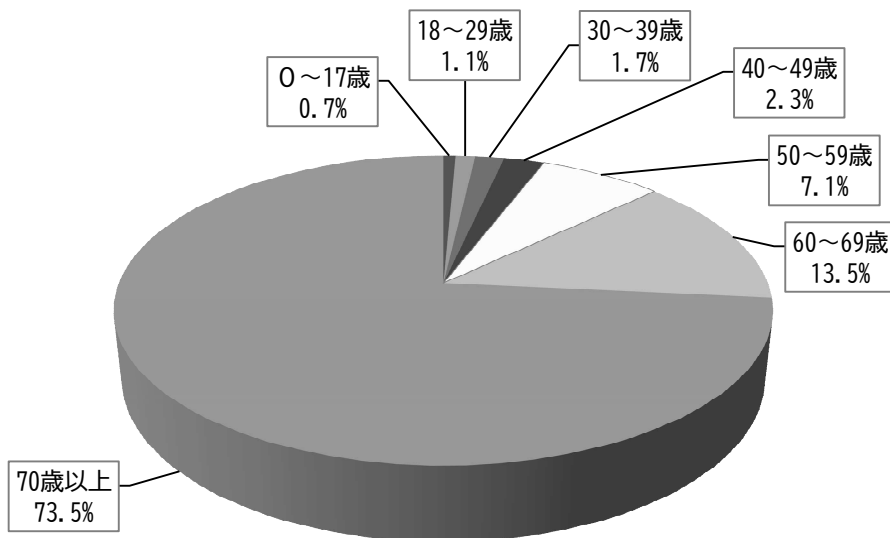


身体障がい児者の障がい種類別割合



※京都府資料（令和4年度末現在）

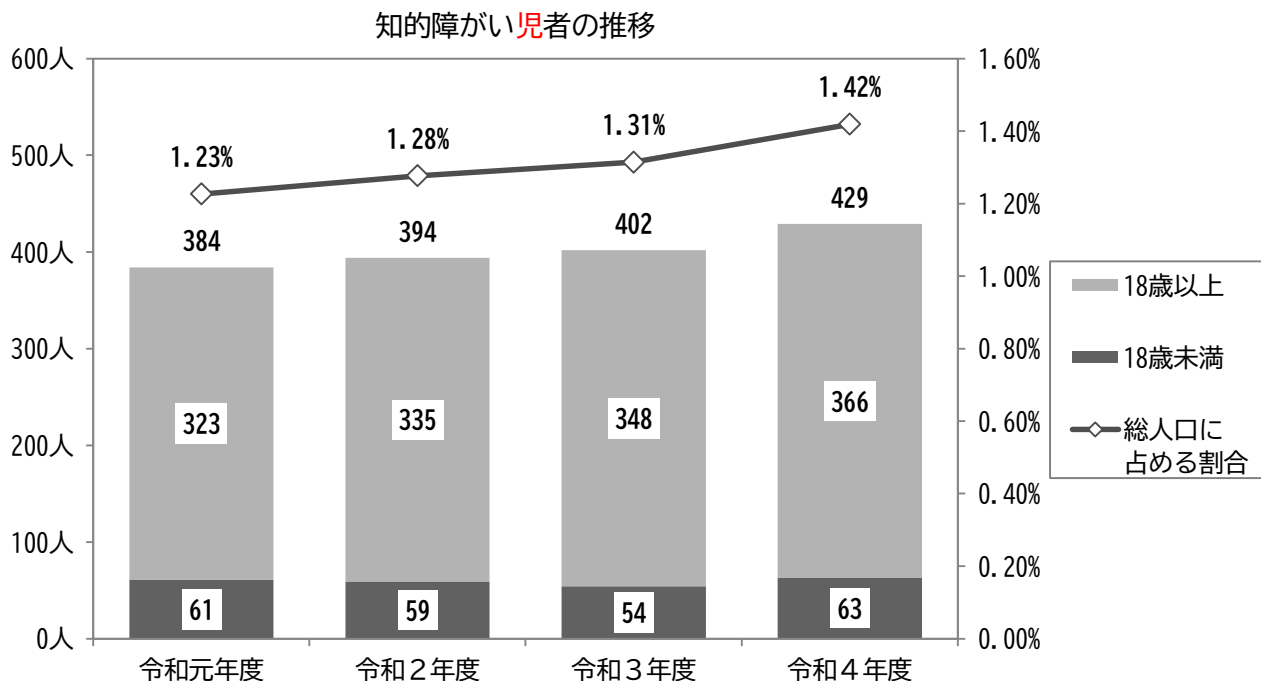
身体障がい児者の年齢区分別割合



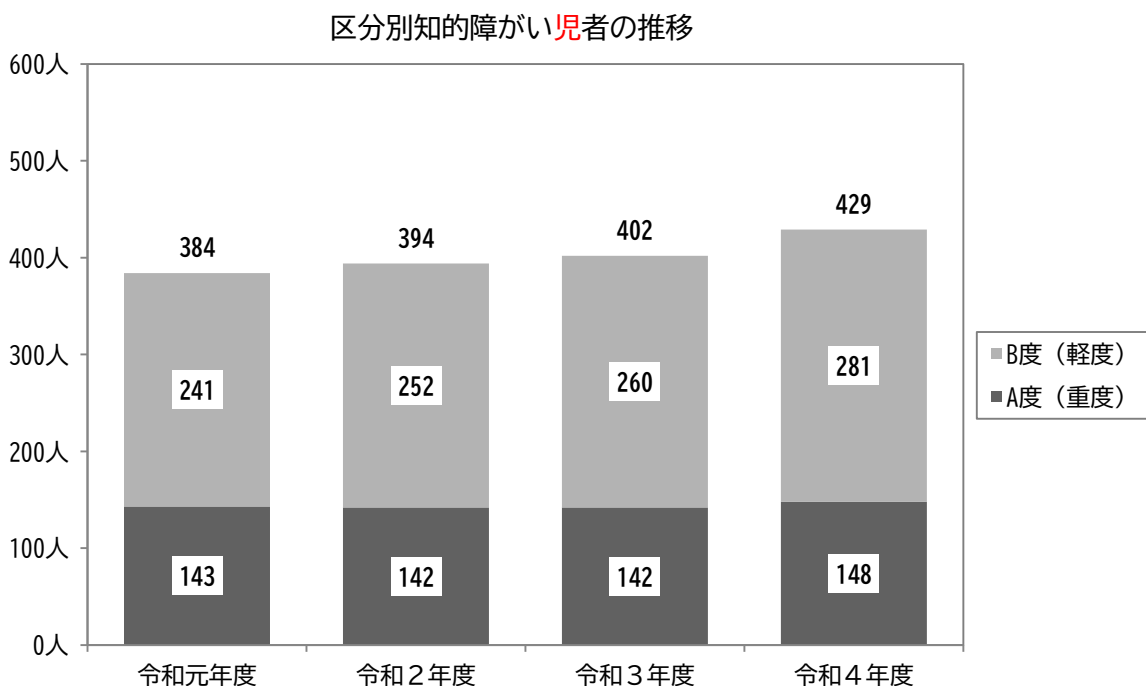
※南丹市福祉総合システム（令和4年度末現在）

3 知的障がいのある人の状況

令和元年度からの知的障がい児者の推移をみると、年々増加しており、令和4年度には429人となっています。

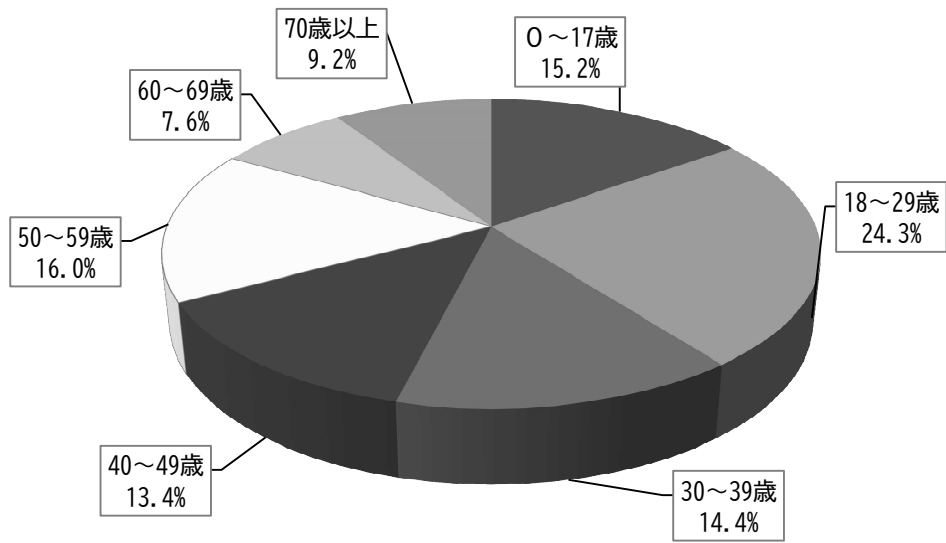


※手帳所持者数／京都府資料（各年度末現在）
総人口／住民基本台帳（各年度末現在）



※京都府資料（各年度末現在）

知的障がい児者の年齢区分別割合

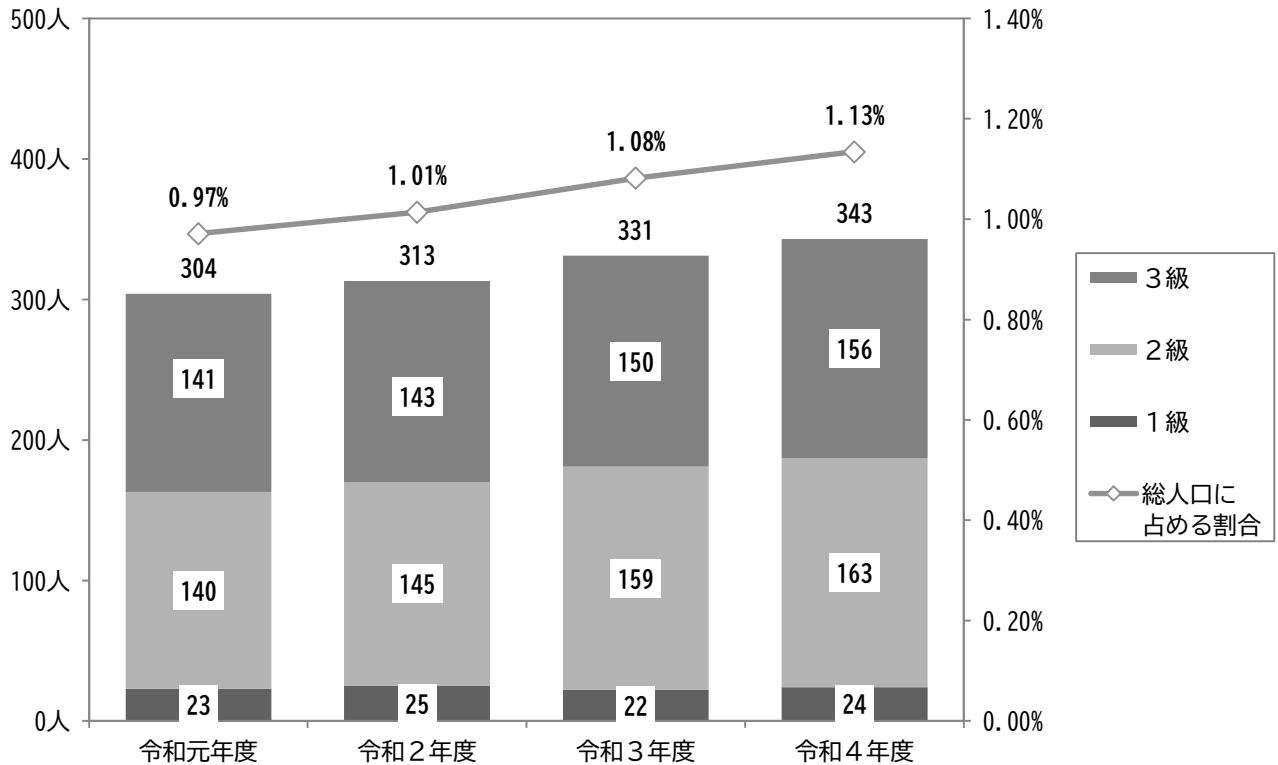


※南丹市福祉総合システム（令和4年度末現在）

4 精神障がいのある人の状況

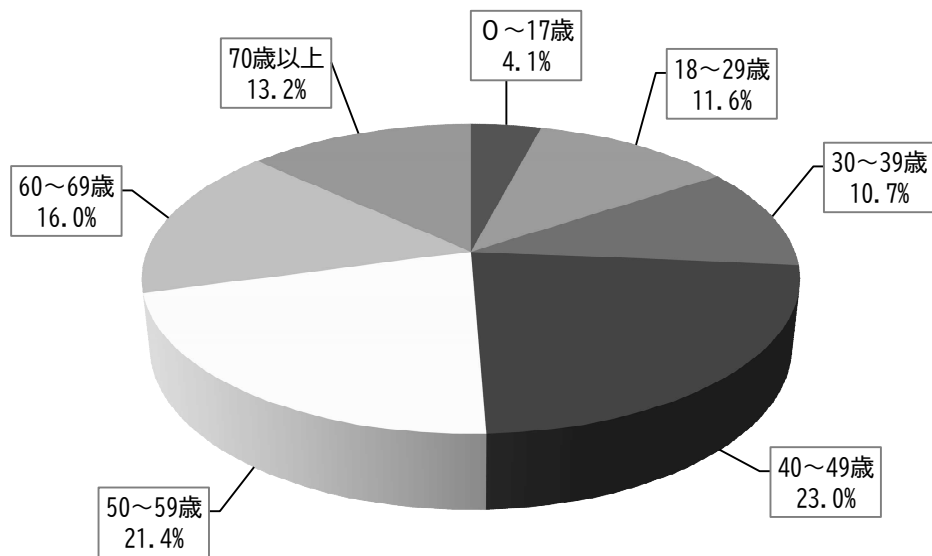
令和元年度からの精神障がい児者の推移をみると、年々増加しており、令和4年度には343人となっています。

精神障がい児者の推移



※手帳所持者数／京都府資料（各年度末現在）
総人口／住民基本台帳（各年度末現在）

精神障がい児者の年齢区分別割合

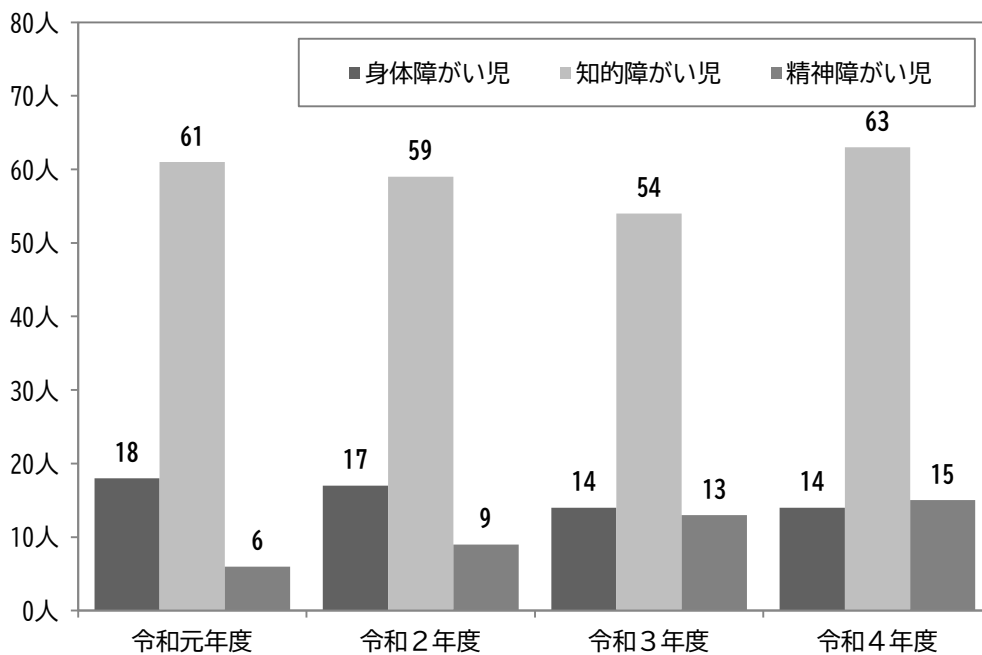


※南丹市福祉総合システム（令和4年度末現在）

5 身体・知的・精神障がいのある子どもの状況

令和4年度における障がいのある子どもの人数は、身体障がい児が14人、知的障がい児が63人、精神障がい児が15人となっています。

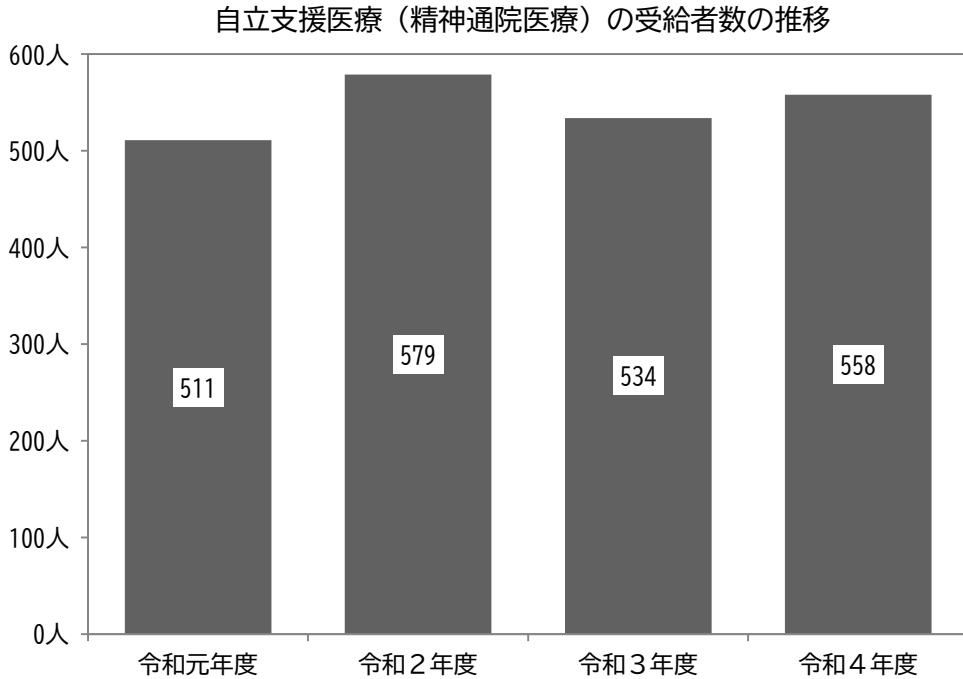
18歳未満の身体・知的・精神障がい児の推移



※京都府資料（各年度末現在）

6 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

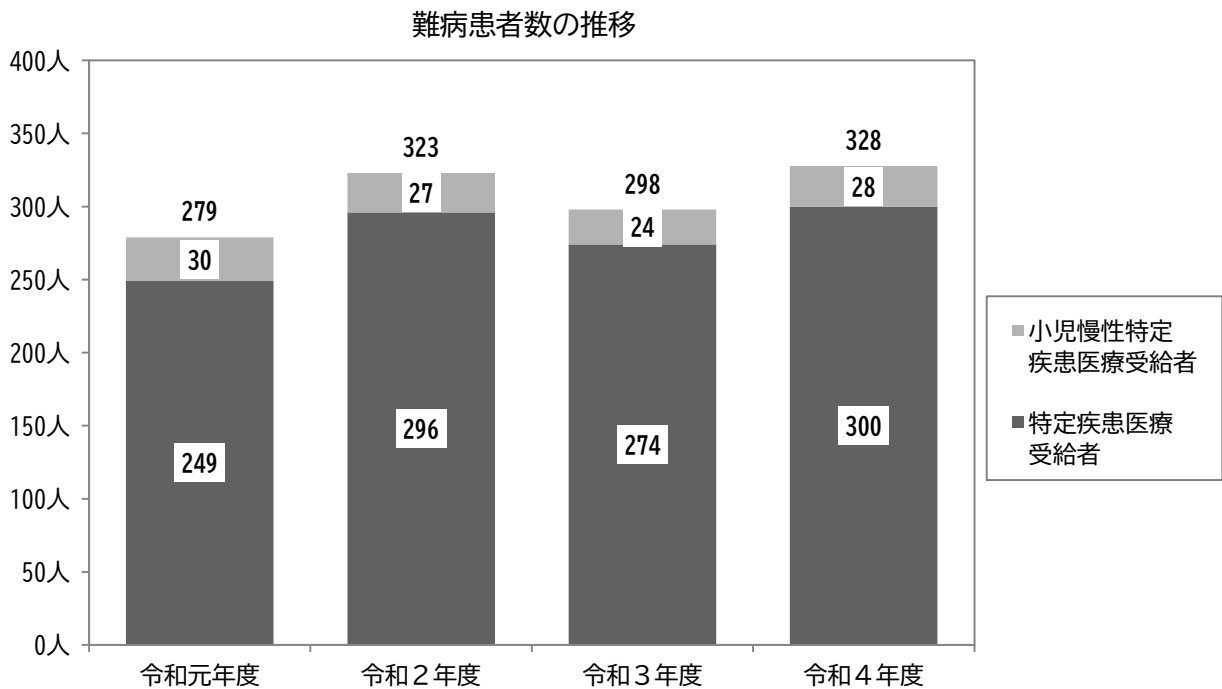
令和元年度からの自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、増減を繰り返して推移しており、令和4年度には558人となっています。



※京都府資料（各年度末現在）

7 難病患者数の推移

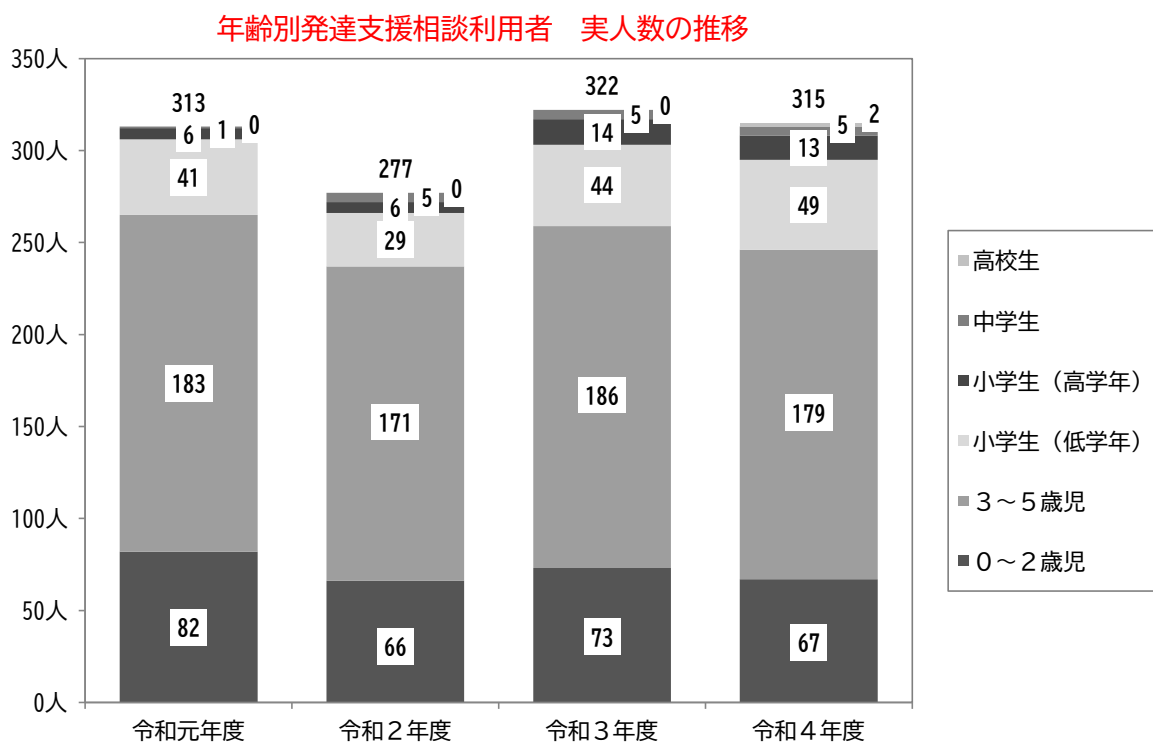
令和元年度からの難病患者数の推移をみると、増減を繰り返して推移しており、令和4年度には328人となっています。



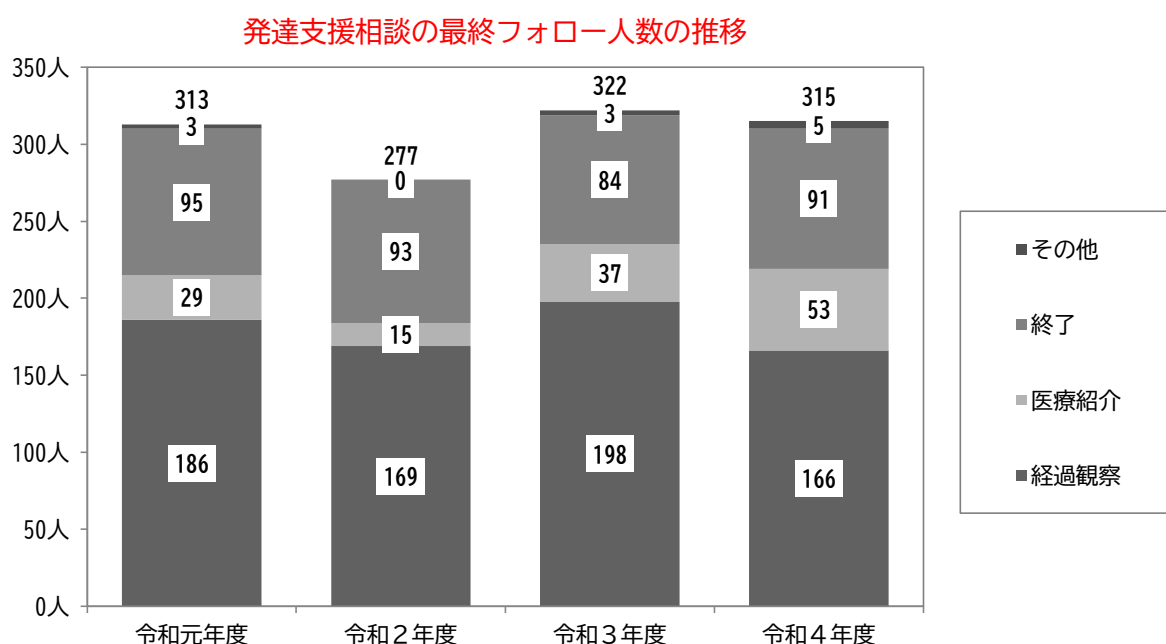
※京都府資料（各年度末現在）

8 発達障がいのある子どもの状況

南丹市子育て発達支援センターの発達支援相談を利用されている方の実人数をみると、増減を繰り返して推移しています。年齢別にみると、就学前児童、小学生（低学年）の利用者が多くなっています。また、小学生（高学年）以上から利用者が少なくなっている要因として、医療への連携や特別支援学級への入級、あるいは経過観察において支援が終了となったことが考えられます。各年度の支援内訳にある医療紹介数を見ると、令和元年度から令和4年度にかけて増加傾向にあり、発達支援の必要な子どもの医療連携の需要が高まっている状況です。



※南丹市資料



※南丹市資料

9 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「第4期南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」策定のための資料とし、障害者福祉施策を進める際の参考とするために行いました。

(2) 調査の種類と調査対象及び調査の方法

調査の種類と調査対象及び調査の方法は次の通りです。

調査名	調査対象	配布・回収方法	配布・回収期間
障がいのある方の福祉に関するアンケート調査	障害者手帳の所持者	郵送	令和4年12月 ～令和5年1月

(3) 回収状況

回収結果は次の通りです。

配布数	有効回収数	回収率
1,000 票	410 票	41.0%

(4) アンケート調査結果の概要

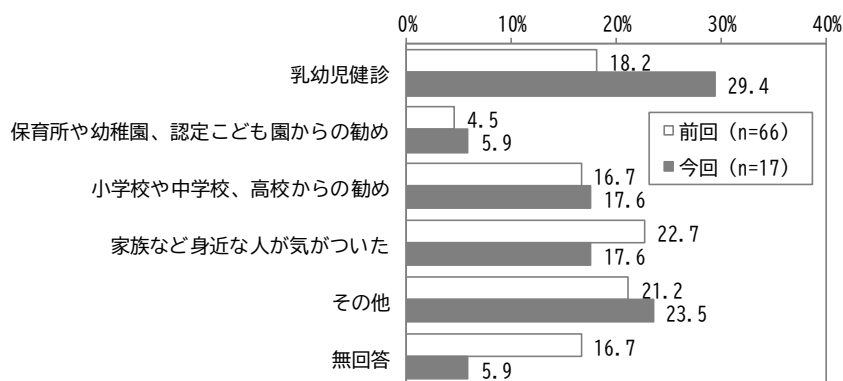
(1) 回答者について

●年齢は、「75歳以上」が43.4%と最も多く、次いで「65歳～74歳」が22.2%となっており、「65歳以上」が65.6%を占めています。

●障がいの程度は、「身体障害者手帳4級」が24.6%と最も多くなっています。

●発達障がいについて、診断を受けたきっかけとしては、「乳幼児健診」が29.4%と最も多くなっており、前回調査と比較しても11.2ポイント増加しています。また、診断を受けた後の相談先としては、「病院などの医療機関」が41.2%と最も多くなっています。

■発達障がいの診断を受けたきっかけ



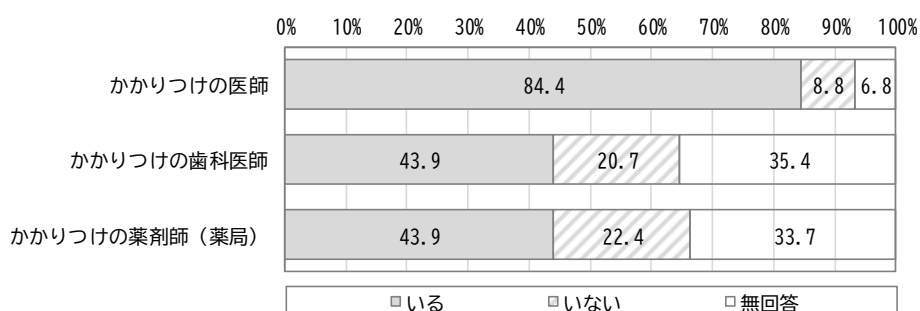
※前回は令和2年に実施した調査、今回は本調査の結果を示す。(表記が無い場合は本調査の結果。)

※nは回答者数を示す。

以下同様。

- 40歳以上の方で、介護保険サービスを利用している方は22.7%となっています。
- かかりつけの医師については、84.4%の方がいると回答しており、精神障がい者では97.6%と多くの方がかかりつけの医師がいるのに対し、知的障がい者では72.0%と少し低い割合となっています。

■かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師の有無



n=410

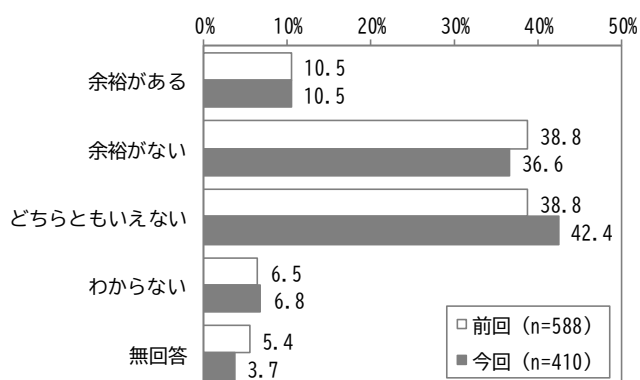
- 医療的ケアは、「受けていない」方が56.1%と過半数となっています。また、医療的ケアは「医師・看護師」から受けている方が75.2%と最も多くなっていますが、知的障がい者では「家族・親族」から受けている方が多くなっています。
- 医療的ケアを受ける際に困ることとしては、「特にない」が55.2%と多くなっていますが、他に「経済的負担が大きい」12.0%、「医療的ケアを対応できる人が少ない」5.6%、「医療的ケアを受けられる場所が少ない」4.8%等も挙げられています。

(2) 現在の生活について

- 「家族などと暮らしている」方が76.6%と最も多くなっていますが、「ひとりで暮らしている」方も14.9%いる状況です。また、65歳以上の方で「ひとりで暮らしている」方は15.2%となっています。
- 手助けが必要な項目としては、「現在、必要としていない」が45.9%と最も多くなっていますが、他に「買い物をする」30.0%、「食事の支度や後片付けをする」24.1%等も多くなっています。身体障がい者では「現在、必要としていない」、知的障がい者では「お金の管理」、精神障がい者では「お金の管理をする」と「薬の管理をする」が多くなっています

- 経済的状況について伺うと、「余裕がある」方は10.5%であるのに対し、「余裕がない」方が36.6%と多くなっており、精神障がい者では「余裕がない」が43.9%と他の障がい種と比べ多くなっています。また、主な収入源としては「障害年金」が24.6%と多く、また「その他」として各種年金や生活保護等が挙げられています。

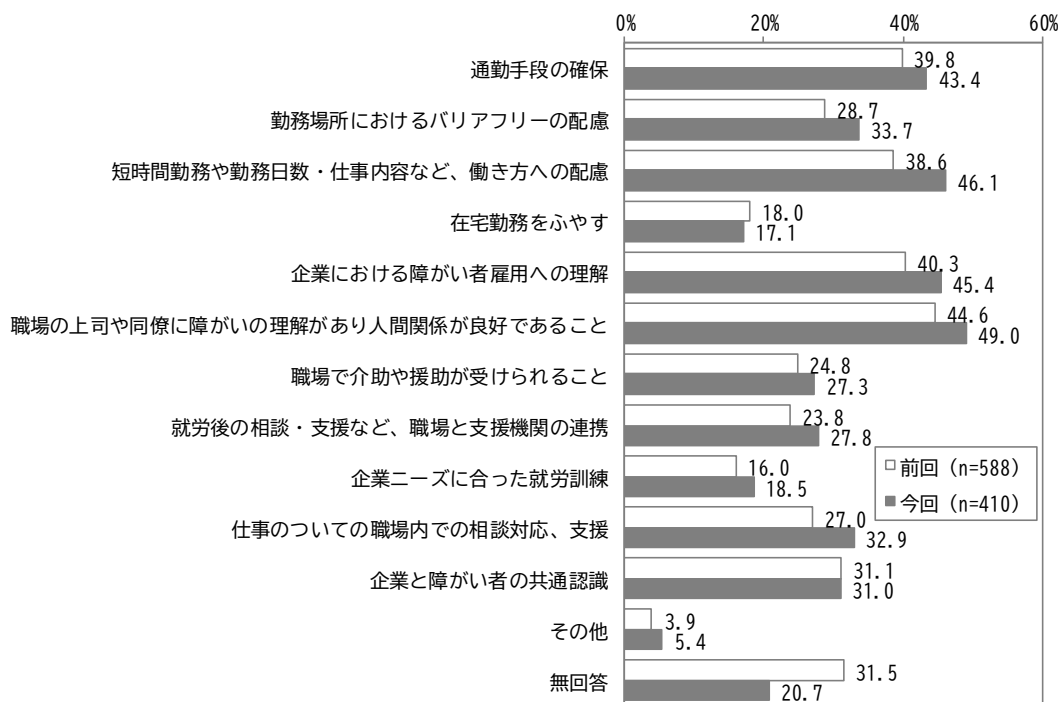
■経済的状況



(3) 仕事について、保育・教育について

- 日中、常勤で仕事をしている12.0%の方の勤務形態としては、正社員で働いている方が46.9%と最も多くなっています。
- 就労継続支援のA・B型に通う6.6%の方のうち、一般就労をしたいと「思う」方は63.0%となっており、前回から大きく増加しています。
- 就労されていない方の仕事をしていない理由としては、「年齢のため(学生・高齢)」が65.5%と最も多くなっていますが、「障がいなどで、できる仕事がない」も27.5%と多くなっています。また、「障がいなどで、できる仕事がない」と回答する割合は、知的障がい者では44.4%、精神障がい者では46.2%となっています。
- 障がいのある方が働きやすい環境に必要なこととしては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があり人間関係が良好であること」が49.0%と最も多くなっています。次いで多い項目として「短時間勤務や勤務日数・仕事内容など、働き方への配慮」が46.1%となっており、前回と比較しても7.5ポイントと最も増加しています。また、障がい種別にみても「職場の上司や同僚に障がいの理解があり人間関係が良好であること」が最も多くなっており、次いで多い項目としては、身体障がい者・精神障がい者では「短時間勤務や勤務日数・仕事内容など、働き方への配慮」となっているのに対し、知的障がい者では「企業における障がい者雇用への理解」となっています。

■障がいのある方が働きやすい環境に、必要なこと

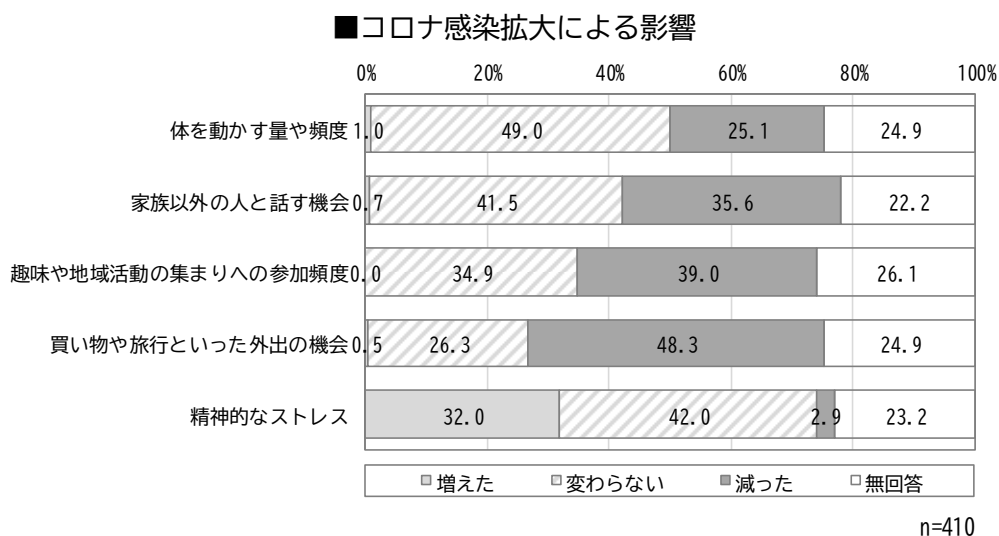


- 保育・教育として必要なことについては、「進路指導をしっかりとしてほしい(自立して働けるような力をつけさせてほしい)」が40.0%と最も多くなっており、前回より大きく増加しています。

(4) 障害福祉サービスやコロナについて

- 障害福祉サービスについて、量や内容に不足・不満を感じているものとしては、「外出のときの支援」の4.1%、「自宅で行う日常生活上の支援」の2.9%、「通所施設などで行う社会生活ができるための訓練（就労継続支援B型）」の2.2%等が多くなっています。
- 新型コロナウイルスによるサービス利用への影響としては、「特に影響はなかった」が51.0%と最も多くなっていますが、「これまで利用していたサービスが利用できなかった」方も11.7%いらっしゃる状況です。また、知的障がい者では、30.0%の方が「これまで利用していたサービスが利用できなかった」と回答しています。

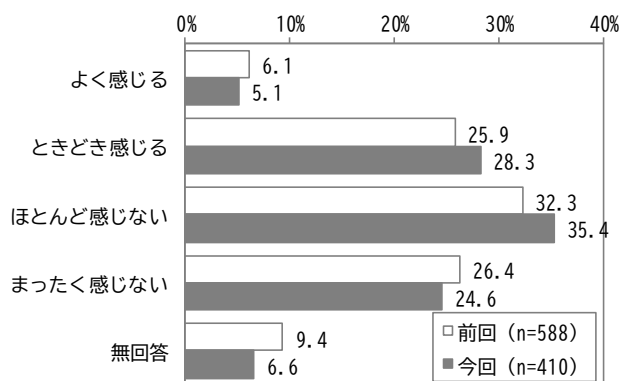
- 新型コロナウイルスにより、交流機会や外出頻度への影響がみられ、48.3%の方が「買い物や旅行といった外出の機会」が減ったと回答しています。また、反対に「精神的なストレス」については、32.0%の方が増えたと回答しています。これらの状況は、障がい種別にも同様の状況となっていますが、精神障がい者では、36.6%が「精神的なストレス」が増えたと回答されており、他と比べ割合が高い結果となっています。



(5) 権利擁護について

- 成年後見制度の認知度（よく知っている＋多少は知っている）は35.6%（前回29.4%）、障害者差別解消法の認知度は22.4%（前回17.5%）、合理的配慮の認知度は17.3%（前回13.1%）、障害者虐待防止法の認知度は30.7%（前回18.7%）となっており、全ての項目で前回と比較して増加しています。
- 権利擁護・成年後見センターについては、17.6%の方が知っていると回答しています。
- 日常生活で差別や偏見を感じる（良く感じる＋ときどき感じる）方は、33.4%となっています。また、身体障がい者では28.7%、知的障がい者では58.0%、精神障がい者では53.7%となっており、知的・精神で割合が高くなっています。
- 差別や偏見に関しては、「人間関係」に関して感じるという方が49.6%と多く、約半数となっています。

■差別や偏見を感じることもあるか



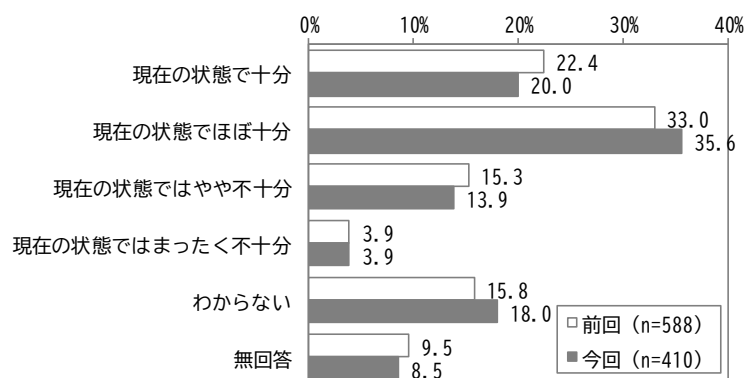
(6) 今後の生活について

- 今後の暮らし方の希望としては、「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が63.4%と最も多くなっています。
- 在宅で暮らす場合の支援としては、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が42.1%と最も多く、次いで、「経済的な負担の軽減」が41.7%、「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が32.7%と多くなっています。身体障がい者では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」、知的障がい者では「相談支援の充実」、精神障がい者では「経済的な負担の軽減」が多くなっています。

(7) 相談・情報について

- 悩みや困ったことの相談先としては、「家族・親せき」が81.0%と最も多くなっています。また、「相談する人はいない」と回答された方も2.2%いらっしゃる状況で、精神障がい者では7.3%が「相談する人はいない」と回答されており、割合が高くなっています。
- 相談体制について、十分と感じている（現在の状態で十分+現在の状態でほぼ十分）方は、55.6%と過半数となっています。また、相談支援体制への希望としては、「障がいに関する診断や、治療・ケアに関する医療面での相談」が29.3%と最も多く、次いで「福祉の専門職を配置した相談窓口」が23.2%と多くなっています。また、「同じ障がいのある相談員によるカウンセリング」については、前回と比べ4.8ポイントと最も増加しており、精神障がい者では最も多い項目となっています。
- 障害福祉に関する情報は、「市の広報紙」から手に入れている方が32.7%と最も多く、前回からも大きく増加しています。また、知的障がい者と精神障がい者では「相談支援事業者」が最も多くなっています。
- 情報を受け取る方法としては、「相談支援事業者を通じて」が29.3%と最も多く、次いで「介助者を通じて」が28.3%と多くなっています。また、「インターネット・SNS」が前回と比べ5.5ポイント増加しています。

■現在の相談体制が十分かどうか



(8) 主な介助者について

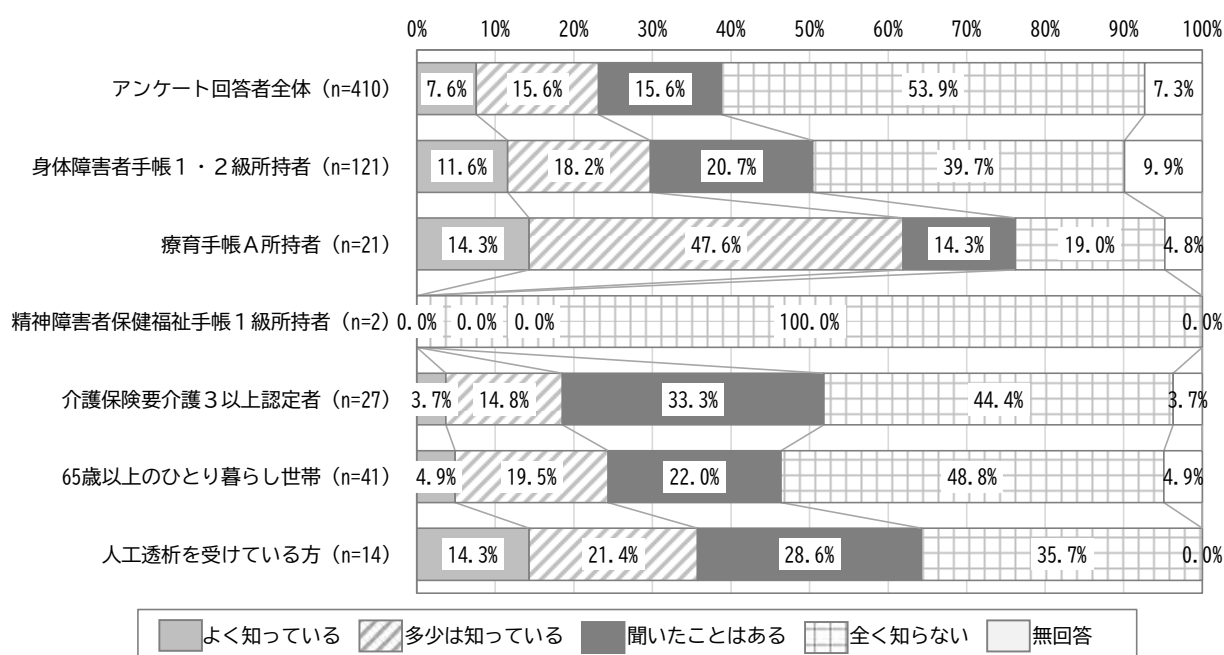
- 主な介助者としては、18歳未満と18~64歳では「母親」が多く、65歳以上では「配偶者」が多くなっています。また、身体障がい者では「配偶者」が多く、知的障がい者と精神障がい者では「母親」が多くなっています。

- 主な介助者の年齢は、18歳未満では「40～59歳」が多く、18～64歳と65歳以上では「60～74歳」が多くなっています。また、身体障がい者では「60～74歳」が多く、他の障がい種に比べ高齢となっています。
- 介助者の健康状態については、介助者の年齢が75歳以上の際、「病気ではないが疲れている」が多くなっています。
- 介助や見守りを受けている時間については、「介助や見守りは受けていない」が41.4%と最も多くなっていますが、知的障がい者では「12時間以上」が最も多くなっています。

(9) 安全・安心について

- 災害時に困ることとしては、「一人では避難場所まで行けない(坂や階段がある、避難場所が遠いなど)」が31.2%と最も多くなっています。また、精神障がい者では「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が最も多くなっています。
- 南丹市災害時要配慮者支援台帳の認知度については、「全く知らない」が53.9%と最も多く、過半数となっています。特に精神障がい者では78.0%の方が「全く知らない」状況となっています。また、南丹市災害時要配慮者支援台帳には、12.0%の方が既に登録されており、42.7%の方が「登録したい」と回答しています。

■南丹市災害時要配慮者支援台帳の認知度



(10) 外出について

- 外出頻度としては、「ほとんど毎日」が31.5%と最も多くなっています。反対に、「全く外出しない」方は、3.4%となっており、精神障がい者では7.3%と他の障がい種より多くなっています。
- 外出時に困ることとしては、「階段等が不便、危険である」が20.3%と最も多くなっています。また、知的障がい者と精神障がい者では「人との会話などコミュニケーションが難しい」が多くなっています。

- 外出しない方の外出しない理由としては、「障がいが重いから」が35.7%と最も多くなっています。
- 外出する際、「介助者などがいれば外出できる」方は29.5%となっています。身体障がい者と精神障がい者では「一人で外出できる」が多くなっており、知的障がい者では「介助者などがいれば外出できる」が多くなっています。

(11) 本市の取組に対する評価

- 取組として重要であるが、満足度が低い項目として、以下の施策があげられています。

施策名	加重平均 重要度	加重平均 満足度
基本目標5(2) だれもが暮らしやすい居住環境づくり	2.49	0.03
基本目標2(1) 雇用・就労の支援	2.51	0.04
基本目標3(3) 精神保健福祉施策の推進	2.42	0.04
基本目標5(1) だれもが住みやすいまちづくり	2.60	0.09
基本目標4(1) 相談体制の充実	2.41	0.13

(5) 計画策定に向けた課題

アンケート結果からみる、計画策定に向けた課題は以下の通りです。

- 乳幼児健診が発達障がいの診断のきっかけとなっており、引き続き早期発見・早期対応への取組が重要です。また、発達障がいに関する相談先の充実も重要です。
- 介護保険サービスを使っている方や医療的ケアを受けている方もいるため、介護・医療との連携を進めていくことが重要です。また、医療的ケアについては、「ケアの対応ができる人」「ケアを受けられる場所」等の体制整備も必要です。
- ひとり暮らしの高齢者が約15%となっており、見守り等の支援や取組を進める必要があります。
- 経済状況に余裕がない方が約37%となっており、経済的な支援も重要です。
- 一般就労を希望する方の割合が前回から増加しており、就労支援の充実が求められます。障がいに対する理解促進や働き方への配慮といった、働きやすい環境の整備についても進めていくことが重要です。
- 保育・教育については、進路指導や自立支援への希望が高まっており、取組の推進が必要です。
- 障害福祉サービスについては、外出支援に不足・不満が多くなっています。また、新型コロナウイルスにより、これまで利用していたサービスが使えない状況もみられ、今後の整備推進が求められます。

- 新型コロナウイルスの影響により、交流や外出機会の減少や精神的ストレスの増加がみられ、対応が必要です。
- 日常生活の中で差別や偏見を感じる方が約33%となっています。成年後見制度や合理的配慮といった制度等の認知度は上がってきてはいますが、今後も権利擁護に関する周知・啓発の推進が必要です。
- 今後の暮らし方として、在宅を希望する方が多く、在宅で暮らしていくための医療ケア等の充実が必要です。
- 相談する先がない方が少数ではありますがおられる状況の中、相談体制の充実は重要な取組です。市の広報紙をはじめとする情報発信の実施も含め、取組の推進が求められます。
- 75歳以上の介助者では、介助への疲れを感じる方が多くなっています。介助者に対する支援体制についても今後取り組んでいく必要があります。
- 災害時に困ることとして、一人で避難できない方が約31%となっており、避難時の支援が求められます。また、南丹市災害時要配慮者支援台帳について「全く知らない」方が約54%と半数以上おられる中で、災害時の避難支援に関する取組の周知・発信や登録制度の充実が重要な取組であるといえます。
- 外出する際に、階段や交通機関の不便さに困っている方やコミュニケーションに困っている方が多くなっています。介助者がいれば外出できるという方も約30%おられるため外出支援の充実も重要な取組です。
- 市の取組に関して「暮らしやすい居住環境づくり」「雇用・就労の支援」「精神保健福祉施策の推進」が満足度の低い項目となっているため、今後の取組について検討・調整を行っていくことが必要です。

10 関係団体アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、障がい者にかかわる関係団体等に対し、現在抱えている問題点や今後の障害者施策に対する要望等のアンケート調査を行いました。

(2) 実施期間

令和4年12月～令和5年1月

(3) 関係団体等

調査にご協力いただいた関係団体等については、以下のとおりです。全49団体（うち、団体名無記名が1件）から回答をいただきました。

NO.	団体名
1	ヘルパーステーションふわりい
2	みずのき
3	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮
4	NPO 法人在宅生活応援団訪問介護事業所ふあいと
5	障害者支援施設京都太陽の園（分場）
6	（公財）南丹市福祉シルバー人材センター
7	障害者支援施設京都太陽の園（分場）（南丹市園部地域活動支援センター）
8	京都府視覚障害者協会南丹京丹波支部
9	口丹聴覚障害者協会船井支部
10	ほほえみ八木居宅介護事業所
11	ほほえみかぐら居宅介護事業所
12	南丹市社協地域活動支援センターそよかぜ日吉
13	あじさい園
14	ひより舎
15	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター放課後等デイサービスたんぼぼくらぶ
16	城山共同作業所
17	つくし園
18	ラポールもろはた
19	障害者支援施設 京都太陽の園
20	障害者支援施設 こひつじの苑
21	南丹つぼみ会
22	地域活動支援センターそよかぜ美山
23	公益社団法人京都府視覚障害者協会
24	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター
25	障害者支援施設 美山育成苑
26	特定非営利活動法人発達障害を考える会ぶどうの木
27	京都府立丹波支援学校 PTA
28	はびねすサポートセンター
29	南丹地域包括支援センター日吉事務所
30	社会福祉法人花ノ木 花ノ木医療福祉センター（相談支援事業所として）
31	株式会社 ARAKAWA
32	なんたん障害者就業・生活支援センター
33	居宅ほっとステーション手とて

34	園部共同作業所
35	南丹地域包括支援センター園部事務所
36	相談事業所てのひら
37	アットホーム訪問看護ステーション園部
38	京都聴覚言語障害者福祉協会 ふない聴覚言語障害センター
39	社会福祉法人桜梅会 障害者支援施設丹波桜梅園
40	あゆみ工房
41	グループホーム一歩
42	放課後等デイサービス ハーモニーケア
43	相談支援センターふれあいハート
44	グループホーム 180 番地
45	(有) ハーモニーケア ハーモニージョブス
46	放課後等デイサービス地球館
47	グループホームぽぼろん
48	南丹市身体障害者福祉会

(4) 関係団体等アンケート調査からみた課題

関係団体等アンケート結果からみる、計画策定に向けた課題は以下の通りです。

- 人員不足について、多くの団体から意見が挙がっています。人員不足によってサービス提供が出来ないことや、新規の利用者の受け入れが難しくなるという意見も見受けられました。
- また、障がいの多様化・重度化をはじめ、ひきこもりといった課題も顕在化し、課題の複雑化がみられます。対応する側としての負担も大きく、1人にかかるヘルパーの人員も多くなる状況で、人員不足により大きな影響となっているという意見もありました。
- 移動支援に関しても、多くの団体が課題として挙げています。サービスを提供していても、その事業所まで行くことができず、利用できないという例もあります。
- 相談支援の充実を求める意見も多く出ています。相談体制の充実の他、相談を受ける側の負担増に関する課題もあります。また、悩みを抱えている方へのアプローチも重要な視点として意見が挙がっています。
- 多くの団体に対して、新型コロナウイルスによる影響が出ている状況です。感染拡大によるサービスの停止や活動の中止の他、感染対策を行うことによる他業務の圧迫、サービス利用が少なくなることによって営業継続が困難になるケースも見受けられ、多様な課題・影響が及ぼされています。
- 取り組みを進めていく際に、連携していくことや情報共有していくことも重要視されており、今後の施策推進に向けた連携体制・協働体制の推進は重要な要素として意見が挙がっています。

II 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標の検証

第6期計画にて設定した成果目標について検証を行いました。達成状況については以下の通りです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方	実績	達成状況
令和元年度末時点の入所者数(A)	54人	令和元年度末時点の施設入所者数		
令和5年度末時点の入所者数(B)	52人	令和5年度末時点の施設入所者数		
【目標値】削減見込(C)	2人	(A) - (B)	-4人	未達成
【目標値】(A)のうち令和5年度までの地域生活移行者数(D)	4人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数	0人	未達成
地域生活移行率	7.4%	(D) / (A)	0.0%	—
入所者数削減率	3.7%	(C) / (A)	-7.4%	—

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目		目標					
【目標値】令和5年度末までに協議の場の設置		設置済(圏域)					
数値目標		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	3	3	3	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	16	22	16	12	16	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人分	1	0	1	0	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人分	1	1	1	0	1	1
精神障がい者の共同生活援助	人分	17	21	17	24	17	26
精神障がい者の自立生活援助	人分	3	0	3	0	3	0

(3) 地域生活支援の充実

項目	目標	現状等
【目標値】令和5年度末までに地域生活支援拠点等の整備	設置 (圏域)	令和4年度に設置
【目標値】機能充実に向けた、運用状況の検証及び検討の実施	実施 (圏域)	令和4年度から実施

数値目標		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
運用状況の検証及び検討の回数	回	1	3	1	3	1	3

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	考え方	実績	達成状況
令和元年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数(A)	2人	令和元年度に福祉施設から一般就労した者の数	/	
【目標値】令和5年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数(B)	5人	令和5年度に福祉施設から一般就労した者の数		
増加割合	2.5倍	$((B) - (A)) / (A)$	-0.5倍	-
【目標値】令和5年度の就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	1人	令和元年度の一般就労への移行実績(0人)の1.3倍以上	1人	達成
【目標値】令和5年度の就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	1人	令和元年度の一般就労への移行実績(0人)の1.26倍以上	0人	未達成
【目標値】令和5年度の就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	3人	令和元年度の一般就労への移行実績(2人)の1.23倍以上	0人	未達成

項目	数値	考え方	実績	達成状況
令和5年度の一般就労への移行者数(A)	5人	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数	1人	-
【目標値】(A)のうち就労定着支援事業の利用者数(B)	5人	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労した者のうち、就労定着支援事業を利用した者の数	1人	達成
割合	100%	$(B) / (A)$	100%	-

項目	数値	考え方	実績	達成状況
令和5年度末の、就労定着支援事業所数（A）	1箇所	—	0箇所	—
（A）のうち就労定着率8割以上の就労移行支援事業所数（B）	1箇所	—	0箇所	—
割合	100.0%	（B） / （A）	—	—

（5）障害児支援の提供体制の整備等

項目	数値
【目標値】令和5年度末までの、児童発達支援センターの設置数	1箇所 （圏域：設置済み）
【目標値】令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	1箇所 （市：構築済み）
【目標値】令和5年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1箇所 （圏域：設置済み）
【目標値】令和5年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1箇所 （圏域：設置済み）
【目標値】令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	1箇所 （圏域：設置済み）
【目標値】令和5年度末までの、医療的ケア児等に関するコーディネーターを1名以上配置（圏域）	2名配置

（6）相談支援体制の充実・強化等

項目	目標	現状等
【目標値】令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援を実施する体制を確保	確保 （基幹相談支援センター）	確保

数値目標		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	10	23	10	10	10	15
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	10	26	10	17	10	22
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	30	46	30	45	30	46

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目		目標		現状等	
【目標値】令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための体制を構築		構築		構築	

数値目標		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数	人	5	5	5	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	有	有	有	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所や関係自治体等と共有実施回数	回	2	2	2	3	2	3

(8) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画におけるサービス実績

第6期計画にて設定した量の見込みに対する、サービス提供状況について整理しました。サービス実績については以下の通りです。

1) 訪問系サービス

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用時間	1,906	2,008	1,938	1,956	1,970
	利用者数	120	123	122	125	124
重度訪問介護	利用時間	734	706.5	734	811.5	734
	利用者数	2	1	2	2	2
同行援護	利用時間	80	69.5	80	81	80
	利用者数	9	9	9	9	9
行動援護	利用時間	10	0	10	4.5	10
	利用者数	2	0	2	2	2
重度障害者等包括支援	利用時間	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0
合計	利用時間	2,730	2,784	2,762	2,853	2,794
	利用者数	133	133	135	138	137

※利用時間：毎年度3月の延べ利用時間（時間／月）

利用者数：毎年度3月の実利用者数（人／月）

2) 日中活動系サービス

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
生活介護	利用日数	2,135	2,247	2,169	2,247	2,204
	利用者数	123	139	125	142	127
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	18	0	18	0	18
	利用者数	1	0	1	0	1
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	160	47	160	0	160
	利用者数	10	3	10	0	10
就労移行支援	利用日数	22	46	24	55	26
	利用者数	2	3	2	3	2
就労継続支援 (A型)	利用日数	209	153	209	204	209
	利用者数	12	9	12	11	12
就労継続支援 (B型)	利用日数	1,576	1,808	1,576	1,959	1,576
	利用者数	107	120	107	119	107

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
就労定着支援事業	利用者数	1	0	2	1	3
療養介護	利用者数	12	11	12	10	12
短期入所 (福祉型)	利用日数	125	77	132	41	140
	利用者数	16	12	17	9	18
短期入所 (医療型)	利用日数	48	0	48	25	48
	利用者数	3	0	3	2	3

※利用日数：毎年度3月の延べ利用日数（人日／月）

利用者数：毎年度3月の実利用者数（人／月）

3) 居住系サービス

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	52	61	53	69	54
施設入所支援	利用者数	54	55	54	55	53
自立生活援助	利用者数	1	0	1	0	1

※利用者数：毎年度3月の実利用者数（人／月）

4) 相談支援

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
計画相談支援	利用者数	60	48	70	66	80
地域移行支援	利用者数	1	0	1	0	1
地域定着支援	利用者数	1	3	1	0	1

※利用者数：毎年度12ヶ月平均の実利用者数（人／月）

5) 地域生活支援事業

◆必須事業◆

① 相談支援事業

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
地域自立支援協議会	設置有無	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業	実施箇所	5	7	5	4	5
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有
住居入居等支援事業	利用者数	2	0	2	0	2
成年後見制度利用支援事業	利用者数	5	8	5	10	5

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

② 意思疎通支援事業

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
要約筆記者派遣事業	延べ件数	35	6	35	9	35
手話通訳者派遣事業	延べ件数	50	35	50	35	50
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2	2	2

※延べ件数：毎年度の延べ派遣件（回）数（件／年度）設置者数：毎年度の実設置者数（人／年度）

③ 日常生活用具給付等事業

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
介護・訓練支援用具	延べ件数	3	1	3	3	3
自立生活支援用具	延べ件数	5	4	5	10	5
在宅療養等支援用具	延べ件数	6	2	6	8	6
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	3	7	3	3	3
排せつ管理支援用具	延べ件数	930	1,024	930	1,008	930
住宅改修費	延べ件数	2	2	2	5	2

※延べ件数：毎年度の延べ件（給付）数（件／年度）

④ 移動支援事業

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）	実施箇所	10	10	10	9	10
	利用時間	1,220	359	1,220	265	1,220
	利用者数	40	31	40	14	40

※利用時間：毎年度の延べ利用時間（時間／年度）利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

⑤ 地域活動支援センター事業

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
地域活動支援センター	実施箇所	4	4	4	4	4
	利用回数	7,626	1,560	7,626	1,887	7,626
	利用者数	140	92	140	68	140

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	15	8	15	11	15

◆任意事業◆

① 要約筆記奉仕員養成研修事業

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
要約筆記奉仕員養成研修事業	修了者数	3	3	3	3	3

② 日中一時支援事業

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
日中一時支援事業	実施箇所	7	8	7	7	7
	利用回数	2,700	2,547	2,700	2,532	2,700
	利用者数	30	34	30	28	30

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

③ 生活サポート事業

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
生活サポート事業	実施箇所	4	3	4	1	4
	利用回数	250	135	250	156	250
	利用者数	5	4	5	4	5

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

④ 社会参加促進事業

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
スポーツ活動 （スポーツ大会等）	開催回数	5	1	5	5	5
	参加者数	145	41	145	105	145
芸術文化活動 （福祉大会）	開催回数	1	0	1	1	1
	参加者数	75	0	75	55	75
グループワーク事業	開催回数	18	14	18	18	18
	参加者数	40	19	40	36	40
合計	開催回数	24	15	24	24	24
	参加者数	260	60	260	196	260

※開催回数：毎年度の延べ開催回数（回／年度）参加者数：毎年度の延べ参加者数（人／年度）

⑤ 重度重複障害者等移動支援事業

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
重度重複障害者等移動支援事業	利用回数	8	0	8	1	8
	利用者数	2	0	2	1	2

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

⑥訪問入浴サービス事業

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
訪問入浴サービス事業	利用回数	225	200	225	159	225
	利用者数	7	5	7	5	7

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

⑦訪問生活介護事業

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
訪問生活介護事業	利用回数	24	20	24	20	24
	利用者数	1	1	1	1	1

6) 障害児通所支援

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
児童発達支援	利用日数	190	179	190	207	190
	利用者数	60	68	60	70	60
放課後等デイサービス	利用日数	748	738	770	872	792
	利用者数	68	73	70	82	72
保育所等訪問支援	利用日数	3	0	3	0	3
	利用者数	3	0	3	0	3
医療型児童発達支援	利用日数	5	0	5	0	5
	利用者数	1	0	1	0	1
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	5	0	5	0	5
	利用者数	1	0	1	0	1

※利用日数：毎年度3月の延べ利用日数（人日／月）利用者数：毎年度3月の実利用者数（人／月）

7) 障害児相談支援等

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
障害児相談支援	利用者数	16	10	16	20	16
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	人	2	2	2	2	2

※障害児相談支援の利用者数：毎年度12ヶ月の実利用者数（人／月）

8) 発達障がいへの支援

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込	実績	見込	実績	見込
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 受講者数	人	5	9	5	8	5
ペアレントメンターの人 数	人	0	0	0	0	0
ピアサポート活動への参 加人数	人	0	0	0	0	0

第3章 計画の基本方針

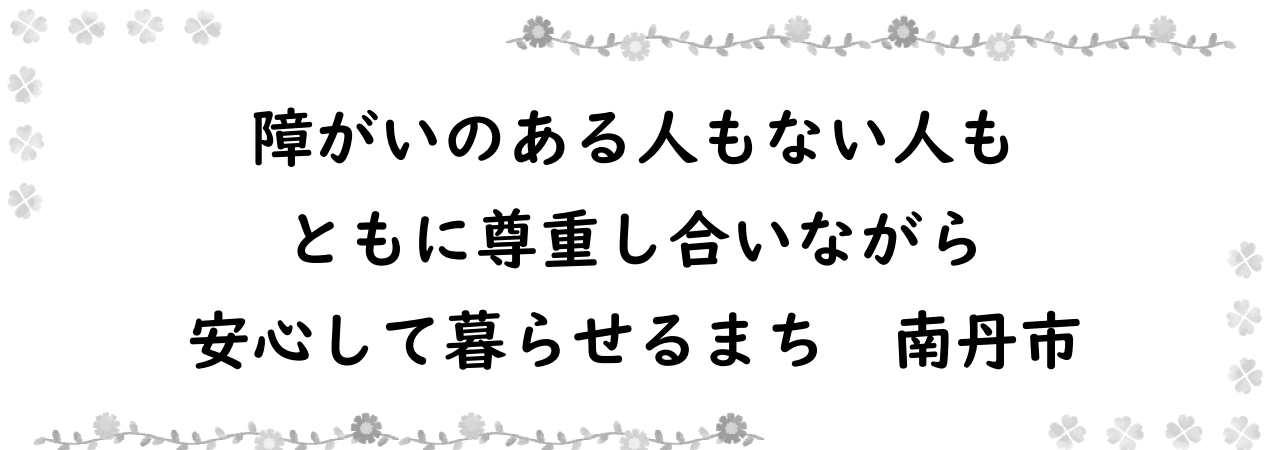
1 計画の基本理念

本市は、平成30年3月に策定した第2次南丹市総合振興計画において、めざすべきまちの将来像として「森・里・街・ひとがきらめく ふるさと 南丹市」を掲げ、総合的なまちづくりを進めています。

総合振興計画で示す障害福祉の分野に関しては、10年後のビジョンとして「障がいの種別や程度にかかわらず、障がいのある人も地域の一員として社会とかかわりながら、地域のなかで安心して生活していける共生社会の実現をめざします。」を掲げています。

平成30年3月に策定した「南丹市障害者計画」においても、「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる地域共生社会のまち 南丹市」を基本理念として掲げ、各種障害者施策を進めてきています。

本計画においては、この基本理念を踏襲しながら、より一層地域一体となって障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう、地域共生社会をめざします。



障がいのある人もない人も
ともに尊重し合いながら
安心して暮らせるまち 南丹市

2 計画の基本的視点

基本理念のもと、障害者基本法や障害者総合支援法等関連法の趣旨を踏まえ、次の基本的な視点に立って計画を推進します。障害福祉サービス等が必要とされている方へ届くものとなっているのかを常に点検、分析、評価しながら、我が国の目指す社会の実現に向け、本市の地域特性を生かしながら施策を進めます。

◆ 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向けて、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が自立して社会参加の実現を図っていけるよう、必要な障害福祉サービスの提供体制の整備を推進します。

◆ 障がい種別によらない障害福祉サービスの実施

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者及び高次脳機能障がい者、難病患者等を対象とする障害福祉サービスの充実を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者、難病患者等に対しては、障害者総合支援法に基づくサービス提供の対象となっていることの周知を強化し、必要なサービスの活用がなされるよう支援を行います。

◆ 地域生活移行・継続支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援に向けて、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援の拠点づくりや地域での支え合いの推進等、社会資源を活用した提供体制の整備を進めます。

◆ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

地域共生社会の実現に向け、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを推進します。

◆ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい種別にかかわらず、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援を受けられるように、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供等、地域支援体制の構築を図ります。また、関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに沿った切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

◆ 障害福祉人材の確保・定着

安定的な障害福祉サービス等の提供体制を担う人材の確保・定着を図るため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行います。

◆ 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の多様なニーズを踏まえつつ、障がい者による文化芸術活動の推進や視覚障がい者等の読書環境の整備の推進といった、地域における社会参加の促進に向けた支援を行います。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

第4章 第4期障害者計画

計画の施策体系

基本理念	障がいのある人もない人も ともに尊重し合いながら 安心して暮らせるまち 南丹市	
基本目標	基本施策	
基本目標 1 ともに育ち、ともに学ぶために	▶	(1) 子どもの健康維持・増進と障がいの早期療育
	▶	(2) 保育・教育の充実と生活習慣の確立
	▶	(3) 発達障がいなどの理解と支援の充実
	▶	(4) 放課後活動等の充実
	▶	(5) 自立と社会参加のための支援
基本目標 2 働く場や生きがいの 創出のために	▶	(1) 雇用・就労の支援
	▶	(2) 関係機関の連携と多様な就労機会の創出
	▶	(3) 生きがいづくりの促進
	▶	(4) 外出・移動の支援
基本目標 3 すこやかなくらしのために	▶	(1) 保健・医療サービスの充実
	▶	(2) 難病患者等への支援の充実
	▶	(3) 精神保健福祉施策の推進
基本目標 4 自立した生活をおくるために	▶	(1) 相談体制の充実
	▶	(2) 情報提供体制の充実
	▶	(3) 権利擁護体制の充実
	▶	(4) 生活の場の確保
	▶	(5) 包括的な支援体制の構築
基本目標 5 安全で快適なくらしのために	▶	(1) だれもが住みやすいまちづくり
	▶	(2) だれもが暮らしやすい居住環境づくり
	▶	(3) 防災・防犯対策の推進と安全・安心な地域づくり
基本目標 6 共感しあえる地域づくりのために	▶	(1) 福祉の心・人権意識の高揚
	▶	(2) 地域のふれあい、支えあいの促進
	▶	(3) 地域ぐるみのネットワークづくりの推進

基本目標 1 とともに育ち、ともに学ぶために

知的障がい者（療育手帳所持者）数が増加傾向。

特に、18歳以上の増加率が高くなっているんだ。



障がいのある子どもたちが、安全に遊べる場所があるといいなあ。



児童期からの、子どもの自立に向けた社会参加の促進を図っていけると良いね！



小さい頃からの地域との関わりが必要だと思う。

助け合いながら暮らしていくため、関わりを持つことが大事。



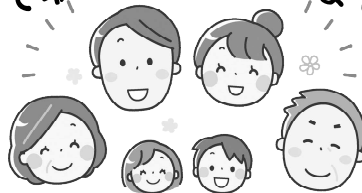
障がいのある子どもの子育てを行いながら、仕事を続けていくのは大変…

就労との両立に向けた支援が必要だと思う。



障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていくためには、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育が重要です。障がいのある子どもへのきめ細やかで適切な支援を行って、子どもの健やかな成長と発達を推進します。

みんなで取り組んでいきましょう！



市のホームページや国のポータルサイトを活用して、障がい児支援について知ろう！



障がいの早期発見に向けて、定期的な健診の受診を心がけよう！



児童期から、積極的に社会参加しよう！
関わりがある方をたくさん増やそう！



(1) 子どもの健康維持・増進と障がいの早期療育

【現状と課題】

子どもの発達上の課題や支援の必要性の早期発見は重要であることから、本市では、乳幼児健診等で障がいのある子ども及び発達上の支援を必要とする子どもの早期発見やこんにちは赤ちゃん訪問事業及び専門的育児支援事業等に取り組んでいます。

また、保護者が一人で問題を抱え込むことのないよう、乳幼児期の保護者の不安に応える取り組みを行っています。

【取組の方向性】

乳幼児健診等で障がいの早期発見に努めるとともに健診後の相談体制の充実を図り、子育てに安心感が持てるような支援や対応をめざします。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①母子保健事業の推進	<p>乳幼児の健康保持と成長発達を支援するために、乳幼児期に一貫した健診を実施するとともに、健診においてきめ細かな相談・指導を行います。その中で、健診で把握された障がいのある子ども及び発達上の支援を必要とする子どもに対して、訪問や個別相談により早期対応につながるよう、妊婦健康診査や家庭訪問、乳幼児健康診査等の充実を図ります。</p> <p>さらには、乳幼児健診の受診率100%を目指した取組を推進するとともに、未受診者については訪問等で状況把握に努めるほか、子育て相談や発達相談等専門的相談事業を活用することで、早期療育が必要な乳幼児の早期発見に努め、子育て発達支援センターと連携を図ります。</p> <p>また、子どもの気持ちや行動を受け入れて自己肯定感を育てることで、安定した情緒の発達につながるよう子どもを育てる父母や家族への支援の充実を図ります。</p>
②早期療育体制の充実	<p>乳幼児への早期療育体制を充実するため、対象児の増加に伴うサービス提供体制の確保に努めます。また、美山・日吉地域の療育の希望にも対応できるように地域的ニーズの把握を行うことで事業の充実を目指します。</p> <p>子どもの早期療育体制を充実させるため、南丹市子育て発達支援センターが保健・医療・福祉・教育機関とのさらなる連携を図ります。</p>
③障害児通園事業の充実	<p>花ノ木医療福祉センター等で実施されている在宅の重度心身障がい児の健康維持、自立と社会参加を図るための日常生活動作や運動機能等の訓練、指導を行う障害児通園事業について、南丹圏域の2市1町と連携を強めながらサービスの充実を図ります。</p>

(2) 保育・教育の充実と生活習慣の確立

【現状と課題】

障がいのある子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加をめざすためにはきめ細かな保育・教育が必要であるとともに、社会の中で普通に他人と交わり、ともに生活していくために必要な能力（＝ソーシャルスキル）を育成することが求められています。

【取組の方向性】

対人や集団行動など、社会の中で生活していくために必要な社会的能力を育てることで、信頼関係や対人関係が構築できる力を習得できるよう、家庭、保育・教育の場、さらには地域において幼少期からの適切な支援が受けられる環境づくりへの支援を行います。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことをめざした上で、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、生きる力を身につけていくことを図ります。

また、障がいの有無に関わらず、互いに理解し合える意識が幼少期から自然に構築できるような仕組みづくりに努めます。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①早期発見・早期対応の充実	低年齢からの入所傾向が増える中、巡回相談支援により、支援が必要な児童に関わる保育者が一人ひとりに寄り添った保育を提供することで保育の質の充実を図ります。また、職員の研修の充実を図るとともに関係機関との連携を図ります。
②巡回相談事業の充実	子育て発達支援センターが実施している、保育所・幼稚園・認定こども園巡回相談事業を継続するとともに、専門スタッフ（心理士、保健師、作業療法士、保育士）による相談・助言の内容についても充実を図ります。また、一層の専門的な対応や、就学後の見通しを持った支援を行うため、関係機関との連携の充実を図ります。
③障がい児保育の充実に向けた研修の充実	インクルーシブ保育の充実を図るためにも保育者の質の向上は欠かせないことであり、一人ひとりに丁寧なかかわりや経験が積み重なるよう保育の充実を図ります。国の動向や先進事例を学ぶ機会となる保育協会や府教委主催の研修に参加すること、アドバイザー派遣研修を各施設が受講することで、障がいの有無に関らず居心地の良い保育環境を構築し、さらには医療的ケア児の受け入れについても必要に応じて利用につながるよう相談体制の周知と看護職の確保に努めます。 また、幼少期からソーシャルスキルを身につけることへの重要性を理解し、人と関わる社会的経験をできるだけ多く積み重ねられるよう環境づくりに努めます。

④教育相談の充実	<p>市教育支援委員会の教育相談事業を一層充実させ、各保育所・こども園、幼稚園、小中学校における特別な支援を必要とする子どもの教育相談・支援を推進します。各学校・園においては、障がいの状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、本人や保護者、専門家の意見等を総合的に勘案して、障がいのある子どもの就学先の検討を行い、将来にわたる自立への見通しを持つことができる相談活動に努めます。また、学校見学や体験入学等を行うなど、保護者及び本人の願いや悩みに応える相談に努めます。さらに、必要に応じて市子育て発達支援センター、たんば地域支援センター等、他機関における教育相談も活用します。</p>
⑤特別支援教育の推進	<p>共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、互いに認め合い尊重し合う「心のバリアフリー」の意識の啓発浸透を図るとともに、全ての幼児にとって遊びたいと思える環境づくり・全ての児童生徒にとって学びやすい授業づくりを推進する等インクルーシブ教育システムの構築を目指します。また、校園長のリーダーシップのもと特別支援教育コーディネーターを中心に校園内委員会を機能させ、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒を的確にアセスメントし、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を活用し、組織的に適切な指導支援を行います。保・幼・小・中及び特別支援学校との連携については「移行支援シート」を活用するなど切れ目のない支援の充実を図ります。</p>
⑥進路指導の充実	<p>障がいのある子どもの自立と社会参加をめざした進路の検討を進め、家庭や地域とともに自らの進路を切り開く力を育てる指導を充実させることにより、個に応じた積極的な進路選択の支援を継続します。特に、中学校の特別支援学級で学んだ生徒が高等学校への進学を選択する現状を踏まえ、学びの連続性が担保できる指導連携の在り方を検討します。中学校と高等学校・支援学校高等部、また、障害者就労・障害者支援事業所・相談支援機関・行政機関・ハローワーク・企業等の連携を強化し、障がいのある子どもの特性や発達状況に適した進路指導を推進します。中学校においては早期からの職業体験等の就労支援や進路指導を行い、自分の強みへの気づきを促し、進路選択の幅を広げるための指導や支援に努めます。</p>
⑦職員研修の充実	<p>合理的配慮を取り入れたインクルーシブ教育システムの構築等、特別支援教育に係る今日的な課題について、すべての教職員を対象とした研修や特別な支援を必要とする園児・児童・生徒のアセスメントや授業実践の交流協議等を通じた学び合いを推進し、特別支援教育の充実を図ります。</p>

(3) 発達障がいなどの理解と支援の充実

【現状と課題】

年々増加傾向にある発達障がいのある子どもが、地域社会の中で同世代の子どもや人々との交流を通して、可能な限り共に学ぶことができるような社会を実現することが求められています。

【取組の方向性】

発達障がいのある子どもも、社会の中で経験できることが多ければ、たくさん成長することができます。障がいについての正しい知識を身につけ、障がいを受容し、障がい特性上の得意なことを理解することでストレスの軽減や体調不良を引き起こしにくくなり、安定した生活へと繋がる支援を行います。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①子育て発達支援センターにおける児童の成長発達への支援	乳幼児期から18歳未満の児童を対象とした児童の成長発達に関する相談対応・支援を行い、保護者が子どもの発達に見通しを持ち、育児をしていく上で安心感が持てるような支援をめざします。また、日常生活を送る上での困難を理解し、つまずきの要因を探ることで子どもが生きやすくなるような支援を充実します。
②発達相談事業	発達障がいのある子どもや発達上の支援を必要とする子どもと保護者が、自ら安心して相談を受けられるように、保健医療課、子育て支援課、社会福祉課、子育て発達支援センター、学校教育課、障害者支援相談員等の相談対応を充実し、保育所・幼稚園・認定こども園・学校との連携を一層図ります。また、学齢児以上のニーズに応えるため、発達障がいのある子どもに関する相談窓口となる機能やシステムの充実を図ります。
③発達障がいの理解促進と二次障がいの予防	障がいのある子どもが、障がいのない子どもと幼少期から同じ地域社会の中で交流を重ねることで、障がいがあることを要因とする生きづらさを共有したり、困りごとを共に解決してもらうことで、必要な時に助けをお願いできる受援力の習得を促進します。それにより、自身の弱みや強みを把握する自己理解力を高めるとともに、他者から理解されることで自己肯定感を育み、二次障がいの予防へつながることを促進します。 また、保育士等に対しては「スキルアップ講習会」を各園で実施し、支援が必要な子どもへの関わり方や発達特性についての講義を行うことで理解促進に努めます。

④関係機関等の連携と協働	発達障がい早期発見と早期療育のために乳児健診等の母子保健事業との連携を図るとともに、継続した支援を行うため教育機関とも連携し、特別支援教育体制の構築に努めます。乳幼児健診や教育委員会へは子育て発達支援センターから専門職が参加し、連携を図ります。また、療育では個別の状況に応じた乳幼児期からの個別支援計画の作成等、母子保健事業・障害者福祉・教育関係の協働による支援体制の整備に努めます。
--------------	--

南丹市 事業トピックス

南丹市子育て発達支援センターの取組

子育て発達支援センターでは、保健師、作業療法士、心理士を配置し、子どもの発達支援や相談、療育事業を行っており、発達・心理・言語などについての相談窓口として利用できます。

- ①早期発見・早期支援ができるよう、体制の整備を図ります。
- ②関係機関との連携を密に取りながら、支援体制を整備していきます。
- ③学校との連携を図り、学童期における支援や保育職員のスキルアップに向けた支援を行います。また、就学後についても継続して支援する体制整備を図ります。

◆発達支援相談事業◆

心身の発達について専門的な相談を希望する子どもを対象とした相談支援を行います。

発達相談	心理士による個別相談を実施します。
OT相談	作業療法士による個別相談を実施します。
ST相談	言語聴覚士による個別相談を実施します。
発達・発達支援相談	医師による発達・発達支援相談を実施します。

◆療育事業（児童発達支援）◆

心身に障がいがある、または発達支援が必要な就学前児童に対し、療育を行います。小集団の中で、一人ひとりにあった療育を行うとともに、その子の笑顔を引き出し「やる気」と「自信」をつけ、自分らしく生活していく力を育てます。

※療養事業の運営については、南丹市社会福祉協議会へ委託しています。



(4) 放課後活動等の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもが放課後、あるいは夏休み等の長期休業中に安心して過ごせるよう、安全かつ安心して活動できる子どもの居場所（活動拠点）を確保することが求められています。

【取組の方向性】

子ども子育て支援事業との連携を図りながら、障がいのある子どもが地域社会において様々な経験ができる場や機会を提供できるよう、放課後等の障がいのある子どもの居場所確保に努めるとともに、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるような取組を推進します。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①放課後、学校 休暇期間の生 活の充実	学齢期にある障がいのある子どもの放課後や学校休暇期間中の生活の充実を図るため、保護者が就労している障がいのある子どもの放課後児童クラブでの受け入れを検討します。また、放課後等デイサービスの適切な利用が促進されるよう関係機関との連携を図るとともに、地域生活支援事業（日中一時支援事業）の充実を図ることで、家族の就労支援や一時的な休息を図ります。
②放課後等デイ サービス事業 所の活用	支援を必要とする子どもに対し、学校や家庭と異なる時間、空間、体験などを通じて、個々の状況に応じた訓練等を行うとともに、子どもの地域社会への参加・包容を促進するため、集団での生活を保障します。また、保護者の子育ての悩みに対する相談を行うなど保護者支援の促進にも努めます。

(5) 自立と社会参加のための支援

【現状と課題】

障がいのある子どもが地域社会で安心して暮らせるよう、地域住民の理解と住民同士のつながりとともに、関係機関等との連携や相談体制の充実が求められています。

【取組の方向性】

幼少期から地域における人と人とのつながりを深めることで、障がいのある人が抱える課題に対する周りからの気づきが生まれやすくなり、住民が声かけをするなど地域による相談支援が日常的に行われることとなります。既存の制度の対象とはなりにくい支援を身近な地域で受けることができる仕組みを作ることで、障がいのある人の自立した生活や社会参加への支援を促進します。

また、成長段階ごとに、障がいのある子ども一人ひとりに応じた切れ目のない支援ができるよう、相談窓口の充実、専門的な指導・助言の強化に努めます。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①切れ目のない相談体制の連携	障がいのある子どもの成長に応じた相談が行えるよう関係機関や小学校等と連携を図るとともに、市教育支援委員会等を通じて一人ひとりの発達や障がいに応じた就学指導を図ります。 また、支援が年少期から成人期まで円滑に引き継がれるよう、連携体制の充実を図ります。
②支援ネットワークの構築	南丹圏域の行政、福祉関係機関、教育、企業、地域の関係者がつながり続ける支援ネットワークの構築を図る中で、地域課題を共有し、障がいのある人を地域でどのように支援していくかについて検討を行います。

基本目標2 働く場や生きがいの創出のために



アンケートで障がい者が働きやすい環境に必要なことを聞くと「障がいや障がい者への理解」「働き方への配慮」が多い結果になっているね！



働きたい人が働ける就労場所、就労するための訓練ができる場所がほしい。



新型コロナウイルスの影響で停滞していた、スポーツやレクリエーションの再開を進めていくことも重要。



サービスを提供する事業所も、交通手段の確保に困っている状況がある。

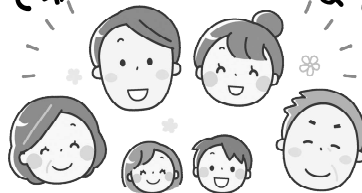


病院に行くだけでなく、買い物等の日常生活や地域活動への参加にも、移動支援は大切。

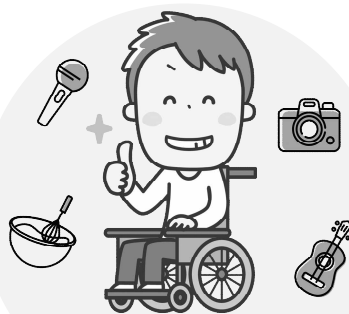
障がいのある人が地域で自立して生活していくためにも、就労は非常に大切です。障がいのある人の雇用の促進については、個人の進路先の選択、一般就労への移行を進めていくため、企業や関係機関等の支援体制の整備を図ります。

就職した後の支援や退職後の再訓練等、障がいのある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

みんなで取り組んでいきましょう！



スポーツやレクリエーションに積極的に参加しよう！



働いたり、趣味に打ち込んだりして、生き生きと暮らそう！

働く障がい者への理解を推進して、自分ができる範囲の配慮を考えよう！





(1) 雇用・就労の支援

【現状と課題】

障害者雇用を促進するためには、障がいのある人の状況が理解され、かつ合理的配慮がなされる雇用環境において、障がいのある人がその能力に応じて可能な限り働くことができるようにすることが重要です。

本市では、障害者基幹相談支援センターを中心に障害者就業・生活支援センターとの連携を図り、障がいのある人の雇用・就労を支援しています。

アンケート調査では、障がいのある人が安心して就労及び就労継続できるようにするためには、職場や一緒に働く人による障がいへの理解が重要であること、関係団体等アンケート調査では、就労支援に加えて就労定着支援も求められています。また、就労していない理由としては、「障がいなどでできる仕事がない」と回答する人が多い状況です。

【取組の方向性】

障がいのある人に対する就労前後の支援体制の充実を図ることで雇用の拡大を促進するとともに、事業者に対する障害者雇用の促進や合理的配慮の取組への啓発活動に積極的に取り組みます。また、一般企業等で働くことが難しい障がいのある人が、身近な地域で就労できるように、福祉的就労の場の充実を図ります。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①障がい者雇用の理解と啓発	障がいのある人 の法定雇用率の段階的引き上げについての周知を図り、雇用率未達成企業の解消を促進します。また、毎年9月の「障害者雇用支援月間」を中心に、障がいのある人の雇用の促進を図るための啓発活動を積極的に行うことで、障がいに関係なく希望や能力に応じて社会参加ができるよう、障がい者雇用の促進を図ります。
②職親制度の普及・啓発	京都府が支援する職親事業（就労体験）と連携し、本人や家族のニーズに合わせて制度について情報提供に努めることで、障がいのある人が一定期間、事業経営者のもとで生活し、職業訓練を受けて一般雇用をめざす職親制度の普及・啓発に努めます。

<p>③障害福祉サービスにおける支援の推進</p>	<p>日常生活をおくるために必要な能力や身体の機能向上を図るため、「生活訓練」や「機能訓練」を推進します。</p> <p>一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、一般企業への雇用移行支援を行う「就労移行支援」を推進し、それぞれの人にあった職場探しを支援します。</p> <p>一般企業への就労が困難な人に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、「就労継続支援」を推進します。</p>
<p>④障がい者の就労促進の充実</p>	<p>障がいのある人の就労を促進するため、南丹市障害者基幹相談支援センターやなんたん障害者就業・生活支援センター等、関係機関との連携を強化します。</p>
<p>⑤職場への定着支援</p>	<p>一般企業へ移行した障がいのある人の就労に伴う生活面の課題に対応するため、南丹市障害者基幹相談支援センターが中心となって相談・助言などの支援を一定期間行うことで、職場への定着を支援します。</p>
<p>⑥福祉的就労の支援</p>	<p>福祉的就労施設、作業所への通所に要する交通費の補助を行い、利用者の経済的負担の軽減を図ることで、安定した福祉的就労の支援を行います。</p> <p>また、障害者就労支援ネットワーク運営事業により、市内の障害者就労支援事業所のネットワークを構築し、共同受注窓口の開設などにより、事業所の経営基盤強化、及び障がいのある人の就労の場の確保を図ります。</p>
<p>⑦農福連携</p>	<p>きょうと農福連携センターの取組について情報連携し、京都丹波農福マルシェなどの情報発信・広報活動に協力することで事業の推進を図ります。</p> <p>また、市内の事業所とも農福連携についての情報共有を行うことで参画団体の連携強化を推進します。</p>

(2) 関係機関の連携と多様な就労機会の創出

【現状と課題】

本市では、ハローワークをはじめ関係機関との連携を図り、多様な就労機会の創出に努めてきましたが、障がいのある人の就労機会は充実しているとは言えない状況です。また、アンケート調査では、福祉的就労施設を利用されている人のうち、一般就労を希望する人が増加している傾向があります。

【取組の方向性】

行政をはじめ支援事業所、民間企業等との連携を強化し、啓発活動や障がいのある人に対する働き方への配慮や就労前後の支援体制の充実を図り、雇用の拡大を促進します。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①ハローワークとの連携	ハローワークや支援事業所との連携を図り、障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）を活用し、障がいのある人を一定期間、試行的に雇用する機会を提供して本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。また、企業や事業主に対して、この制度を利用するにあたっての助成制度の周知及び活用を促進し、障害者雇用への不安解消を図ります。
②教育・福祉との連携体制	新たに各種学校を卒業する障がいのある人や、障害福祉サービスによる就労支援を受けている人等に、就労の機会を広げるため、教育機関やサービス事業所、ハローワーク等の連携を図ります。

(3) 生きがいづくりの促進

【現状と課題】

スポーツ・レクリエーション活動や芸術・文化活動は、障がいの有無にかかわらず、ゆとりやうるおいのある生活をおくることができるために必要です。

障がいのある人の生活をより豊かなものにし自己実現を図ることができるようにするため、スポーツ・レクリエーション活動や芸術・文化活動を促進します。

【取組の方向性】

スポーツ・レクリエーション活動や芸術・文化活動の促進を図るとともに、気の合う仲間や自分を理解してくれる仲間づくりを支援します。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①スポーツ活動への参加	障がいのある人が安全に楽しみながらスポーツ活動等に参加できるように、障がい者スポーツ大会等への参加を支援します。
②芸術文化活動の開催	障がいのある人がレクリエーション活動や芸術・文化活動を楽しみながら行えるよう情報収集・発信を図ります。
③グループワーク事業	精神的な不安のある人に対して、情報交換・手作業・調理実習等を介して得られる社会的交流の場を提供することで、自己への自信を取り戻し、社会復帰や精神疾患の再発防止を図ります。

(4) 外出・移動の支援

【現状と課題】

広大な面積を有する南丹市において、障がいのある人の社会参加の機会を保障するための外出・移動支援の確保は非常に重要です。

アンケート調査では、外出支援に不足・不満を感じる人が多く、関係団体等アンケート調査でも交通手段の確保が難しいなど移動支援不足の解消が求められています。障がいのある人が地域での生活を充実させるため、移動環境の整備が重要な課題となっています。

【取組の方向性】

利用しやすい交通環境づくりや移動手段の確保等総合的な対策を図るとともに、外出支援体制として、ガイドヘルパー派遣事業の体制確保を図ります。

また、地域内の支え合いによる移動支援活動が広がるように、南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画と連携しながら体制づくりへの支援について検討します。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①移動環境の整備	すべての人が安全かつ容易に移動できるように、フリー乗降区間の設定やノンステップバスの導入、デマンドバス（タクシー）の運行等、交通弱者にとって必要な施策を行い、利便性の向上に努めます。また、JR山陰線の各駅及び周辺地区におけるバリアフリー化を促進します。
②移動支援事業の活用	地域生活支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）の活用により、障がいのある人の移動を支援し、社会参加の促進を図ります。

基本目標3 すこやかなくらしのために



身体・知的・精神と合わせて、難病患者・高次脳機能障がいのある人、強度行動障がいのある人への支援も充実していくことが必要。



相談として「医療面の相談」を求める声が多くなっているよ。



高齢化率（65歳以上人口が占める割合）が増加傾向。高齢になると医療ニーズも高まってくるので、対応を考えていくことが大事だね。



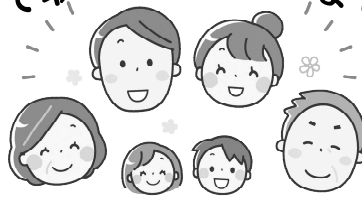
かかりつけ医がいるとアンケートで答えた方の割合は、84.4%。
多くの人がかかりつけ医を持っているね！



医療ニーズの把握に努めることも重要！

障がいのある人の保健医療施策では、早期発見・早期対応を行うことが特に重要です。障がいのある人の高齢化が進んでおり、高齢化に伴う様々な疾病等への対応も充実させる必要があります。また、難病や高次脳機能障がい等の障がいの多様化、ひきこもりや8050問題等の課題の複雑化もみられ、そういった方への支援の充実を図っていくことも重要です。障がいのある人等に対して、適切な保健サービス・医療等を充実させ、ニーズに沿った保健・医療サービスの適切な提供に努めます。

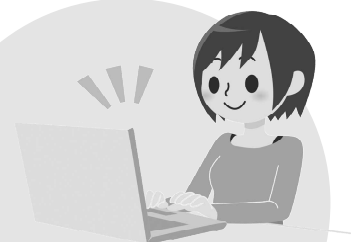
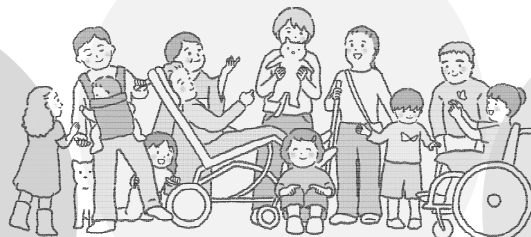
みんなで取り組んでいきましょう！



難病や高次脳機能障がい等、色々な障がいのある人がいることを知ろう！



かかりつけ医を持つようにしましょう！



医療に関して、自分に必要な情報を積極的に調べてみよう！



(1) 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

疾病の予防には、食生活・運動・休養のバランスのよい生活を日常的におくることが重要です。また、疾病の早期発見のために健康診査等の受診やかかりつけ医を持つことも重要です。

「南丹市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、市民の健康への意識づけや生活習慣病の予防に結びついた健康づくり対策を進めるとともに、地域で適切な医療が受けられるよう医療体制の整備の推進が必要です。

また、障がいのある人の高齢化に伴う介護保険制度とのサービス等の連携強化が必要です。

【取組の方向性】

障がいの早期発見と早期対応、医療的ケアに対応していくため、保健・医療施策との連携強化に努めます。また、医療に関するニーズの把握を行い、ニーズに沿った医療体制の整備についても引き続き進めていきます。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①健康診査の充実	疾病の発生を未然に防ぎ、健康づくりを支援するため、健康診査の充実に努めるとともに、受診を働きかけます。また、健診後のフォロー体制の充実に努め、早期治療へとつなげます。
②生涯を通じた健康づくりの推進	南丹市健康増進計画、食育推進計画などと連携を図り、乳幼児期から高齢期までの年代ごとの課題に応じた健康づくりを推進します。
③医療費助成制度の実施	障害者医療については、府制度の対象者を基本とし、併せて対象者を拡充した市独自事業を継続実施します。
④医療体制の充実	医師会、歯科医師会との連携のもと、休日や夜間を含め、住民が必要なときに適切な治療を受けることができるように、医療体制の継続に努めます。また、医療機関や行政との連携会議等の開催により、医療体制の充実に向けた方向性を検討していきます。

(2) 難病患者等への支援の充実

【現状と課題】

難病患者や高次脳機能障がいのある人に対する障害福祉サービス等利用については、まだ周知が十分でない状況となっており、継続した周知・啓発が必要です。

【取組の方向性】

難病患者等への障害福祉サービス等利用の周知はもちろんのこと、**日常生活に関する支援や介護に関する相談等にあたっては、専門機関等の意見を踏まえて支援を行うなど、支援体制の整備に努めます。**

【主な事業】

事業項目	事業内容
① 難病患者等への支援	難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、難病相談支援センターや保健所等の専門機関と連携することで支援体制の整備を図ります。 また、難病患者の障害福祉サービス等利用について、積極的な周知に努めます。

(3) 精神保健福祉施策の推進

【現状と課題】

精神障がいのある人が年々増加している中、軽度のメンタルヘルス相談の増加も見られることから、地域における身近な支援者や精神疾患への正しい理解を広めることが必要です。

【取組の方向性】

精神障がいのある人に対応した医療支援体制の整備や相談支援体制の充実を図ります。また、精神障がいのある人が地域での支援を受けながら、安心して暮らしていけるよう精神疾患への理解促進に努めます。

【主な事業】

事業項目	事業内容
① 医療との連携体制の整備	精神障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、医療との連携体制の充実を図ります。
② 精神疾患・精神障がいへの理解促進	精神障がいのある人も、地域住民のひとりとして充実した生活を送ることを地域で見守り応援することの理解を広め、障がいの有無にかかわらず互いに認め合うことの大切さを普及することに努めます。
③ 相談支援の充実	精神障がいのある人やその可能性のある人も含め、地域で定着した生活を送るため、暮らしの状況や抱えている悩みの相談に応じられるよう、障害者基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所等との連携体制を強化します。

基本目標4 自立した生活をおくるために



アンケートで「相談する人はいない」と回答した割合は2.2%。特に、精神障がい者では7.3%と高くなっている…

もっと気軽に相談できればいいな。



障がい者に係る課題が複雑化・多様化している。包括的な相談体制を整備していくことが重要。



成年後見制度の認知度は35.6%。3年前の22.4%に比べて増加傾向になっている。制度を必要としている方に、情報をもっと届くといいね！



障害福祉に関する情報入手先は「広報紙」が最も多い。今後も発信の強化を図っていくことが重要だね。

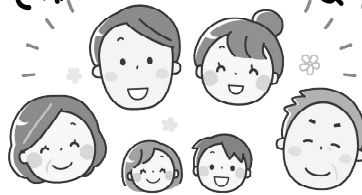


障がいのある本人だけではなく、介助者についても相談できるような支援体制が必要。

障がいのある人の地域生活を支えるためには、生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要です。相談支援や権利擁護等、本市では地域生活支援事業の推進を図ります。さらに、各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努め、障がいのある人の多様なニーズに対応します。また、地域における福祉活動やボランティアの方々とも連携した、地域での暮らしや支え合いの実現に向けた取組にも、力を入れていきます。

さらに、情報提供の充実を図り、地域生活の実現に向けた体制の確立に努めます。

みんなで取り組んでいきましょう！



障がいに関する情報や成年後見制度等の支援について、積極的に情報入手してみよう！



困ったときは、ひとりで抱え込まずに相談しよう！

必要とする際は、権利擁護・成年後見センター等、支援をしっかりと活用しよう！





(1) 相談体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人がサービスを利用し、地域で自立した生活をおくるためには、適切な相談支援のもとで必要とするサービスを選択し、自己決定する必要があります。最近では、障がいのある人のみならず、その家族支援の必要性も高まっており、相談内容も多様化している現状があります。

アンケート調査では、相談支援体制への希望としては、「障がいに関する診断や、治療・ケアに関する医療面での相談」や「福祉の専門職を配置した相談窓口」が多くなっています。また、精神障がいのある人では「同じ障がいのある相談員によるカウンセリング」を求める声も多いです。

また、サービス等の情報提供の受取方法として、相談支援事業者や介助者を通じての人が多いため、必要な情報が必要な人に行き渡るよう、情報提供のさらなる充実や相談支援事業者等の機能充実が求められています。また、サービス提供に関して、計画相談支援事業所の人員不足の深刻化も課題として挙がっています。

【取組の方向性】

南丹市障害者基幹相談支援センターが、障がいのある人やその家族、地域支援者等の相談につながる「入口」の機関となり、問題を早期に発見し、専門機関と連携して解決に導くことで、より充実した相談支援体制の整備に努めます。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①相談窓口の充実	市役所における相談に関する情報提供、相談対応の充実に努めるとともに、各関係機関との連携強化を図ることで相談体制の充実に努めます。 また、一般相談支援、地域相談支援、計画相談支援、障害者基幹相談支援センター等の各々の機能を活かし、相互に連携する仕組みが強化されるよう努めます。
②相談支援の充実	市の関係課、市内の相談支援事業所や地域活動支援センターと連携し、相談窓口として必要な専門性の高い情報共有を行うことで、相談体制の充実に努めます。また、障がいのある人のみならず、その家族支援も充実するよう努めます。 さらに、障害者基幹相談支援センターが、相談支援事業所に対する相談、助言、指導等を行う等、相談支援の質の向上や人材育成など相談支援機能強化事業にも努めるとともに、地域生活支援拠点等の機能が充実するよう役割を踏まえた効果的な連携確保に努めます。

③地域における 相談活動の充 実	<p>身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員、こころの健康推進員や民生・児童委員等に対し、障がいについての情報提供や研修等を積極的に行い、障がいのある人の生活を守るため、地域での相談機能の強化を図ります。</p> <p>また、身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員の活動への支援等を行い、障がいのある人やその家族が身近に相談できる体制の充実を図ります。</p>
④相談支援体制 の強化	<p>相談に関する関係機関との連携を図り、情報を共有することで、いつでも誰にでも届きやすい情報提供ができる体制を整えるとともに、個々に対応した適切な相談体制の確立を図ります。</p> <p>また、南丹市地域自立支援協議会を活用することで、障がいのある人を取りまく課題や現状の整理を行い、地域課題の改善に向けた取り組みを検証することで相談支援体制の強化に努めます。</p>

南丹市 事業トピックス

南丹市障害者基幹相談支援センターの取組

障害者基幹相談支援センターは、障がいのある人・障がいのある子ども、そしてその家族や支援者に対して、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携を通じた地域づくりの役割を担います。

障がい者等の相談支援業務に関して豊富な知識・経験を有する専門職(相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等)が常勤で配置しており、相談対応します。

◆主な実施事業◆

- 総合的・専門的な障がい者相談支援を行います。
- 地域の障がい者相談支援体制の強化を行います。(市内障害者相談支援事業者の統括・後方支援等)
- 障がい者の虐待防止に向けた取組を行います。
- 障がい者の権利擁護に関する取組を行います。
- 障がい者の地域移行・地域定着に関する取組を行います。
- 障がい者の就労・就業促進に関する取組を行います。



(2) 情報提供体制の充実

【現状と課題】

2022年（令和4年）に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が交付・施行されたことにより、障がいのある人の情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がいのある人によるICT活用等の促進が求められています。デジタル社会に応じた通信技術を活用し、すべての方に届きやすい情報提供体制の整備に努める必要があります。

また、読書バリアフリー法に基づき、図書館の利用に係る体制整備やインターネットを利用したサービス提供体制の強化を図っていくことも重要です。

【取組の方向性】

障がいの有無にかかわらず、必要な情報が必要な人に行き渡るよう情報アクセシビリティ（=情報資源を不自由なく利用できること）に配慮した情報提供体制の充実に努めます。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①情報提供体制の多様化	障がいのある人が、障がいのない人と同一内容の情報を同一時点において取得できるような情報提供体制の整備に努めます。また、障がい者福祉のあんない版冊子の発行のほか、インターネットやホームページ、SNS等、多様な情報伝達手段の活用にも努めます。
②情報提供体制の整備	障がい特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳・要約筆記等）を適切に受けられる体制を確保するため、意思疎通支援者の養成、及び派遣・設置を行うための体制づくりに努めます。 また、情報媒体のアクセシビリティ（=情報資源を不自由なく利用できること）に配慮し、障がいのある人が扱いやすく、手に入れやすい情報提供方法の研究・普及を図ります。 また、視覚障がいのある人を含め、全ての方が等しく読書を通じて文字・活字文化に触れることができる取組みに努めます。
③障がいへの理解促進	障がいのある人の気持ちを理解し、見守り続けることの大切さ、障がいに対する正しい知識の周知を図るなど、積極的な情報発信に努めます。 また、ヘルプマークの普及・啓発への取り組みを強化します。 障がいのある子どもを持つ親が、働きやすく配慮された環境で雇用が継続されるよう、企業等の雇用主への理解促進に努めます。

(3) 権利擁護体制の充実

【現状と課題】

成年後見制度や障害者差別解消法、合理的配慮に関する認知度は、3年前と比べ増加傾向となっていますが、最も認知度が高い成年後見制度についても35.6%となっており、今後も引き続き情報周知に向けた取り組みが必要です。

また、新型コロナウイルスの影響により虐待件数の増加が全国的な課題となっている中、虐待防止に関する更なる取り組みの推進が求められています。

【取組の方向性】

虐待や差別、成年後見制度に関する法律や制度に基づき、関係機関と連携して権利擁護の充実を図ります。また、利用者が求める、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備します。

【主な事業】

事業項目	事業内容
① 成年後見制度の利用促進	自己判断能力が制限されている知的障がいのある人、精神障がいのある人、高齢者の権利を守るができるように、成年後見制度の利用促進を図ります。併せて、法人後見事業の適正な運営に努めます。また、身寄りが無い等の理由から制度の利用が困難な障がいのある人に対しては、市長申立ての手続きをして、当事者の権利擁護を図ります。成年後見制度を利用している人のうち、生活状況が安定した人に対し、市民後見人の支援を検討していきます。
② 日常生活自立支援事業の推進	社会福祉協議会が推進する日常生活自立支援事業について支援し、制度の浸透に努めます。
③ 障害者虐待防止対策の強化	相談支援事業の強化や事業所等との連携により、障害者虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、虐待が発生した場合には、専門的知見を活用し、迅速かつ適切な対応及び支援に努めます。
④ 障がいを理由とする差別の解消の推進	障がいのある人から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思表示があった場合、過重にならない範囲で行う「合理的配慮」について、行政のみでなく事業者にも周知・啓発することで障がいを理由とした差別解消への取組を推進します。また、障がいのある人や事業者からの相談等に適格に応じられるよう相談窓口の専門性の向上及び相談対応の質の向上を図ります。

(4) 生活の場の確保

【現状と課題】

障がいのある人が、地域の中で生活することができるように、その利用ニーズに応じた住まいを確保することが必要です。

【取組の方向性】

グループホーム等、障がいのある人が地域で自立した生活をおくるために必要な、住居等の整備を促進します。また、希望する障がいのある人への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図ります。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①グループホーム事業等への支援	障がいのある人の住み慣れた地域での暮らしを支援するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進する観点からも、グループホーム事業等への支援に努めます。

(5) 包括的な支援体制の構築

【現状と課題】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた、重層的な支援体制の構築が求められており、障がいのある人が、福祉サービス等を適切に組み合わせ、地域の中で安心して生活することができるように、保健・医療・福祉サービス等の調整を図る地域包括ケアシステムの構築は重要です。

【取組の方向性】

地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の構築を進め、包括的な支援体制の構築を行います。また、行政と地域住民や関係団体、福祉サービス提供事業者等との連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築に努め、包括的なサービスの提供をめざします。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①包括的な支援体制の構築	障がいのある人が地域で安心して暮らせる共生社会を目指すため、関係機関や分野ごとの連携を強化し、包括的で重層的な支援体制の構築を図ります。また、地域包括ケアシステムの構築に向け、障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等のそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携確保にも努めます。

基本目標5 安全で快適なくらしのために

障がいのある人が暮らしやすいまち、みんなにとっても暮らしやすいまち。ユニバーサルデザインを取り入れた地域づくりが必要。



安全・安心に移動ができるよう、点字ブロックをはじめとするバリアフリーの支援をお願いしたい！

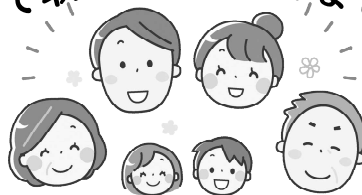


災害時に困ることは、一人では避難場所まで行けないことと回答する方が最も多い。また、「南丹市災害時要配慮者支援台帳」について全く知らないという方が、53.9%というアンケート結果。周知に向けた取り組みが必要。

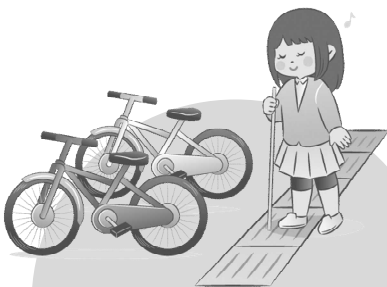
安全・安心かつ生活に支障のない環境を整備することは、障がいのある人だけでなく、すべての住民にとっても大切なことです。そのため、ユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを進め、安全・安心な環境の整備を図ります。

また、大規模な自然災害が発生した際に備え、地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図ります。

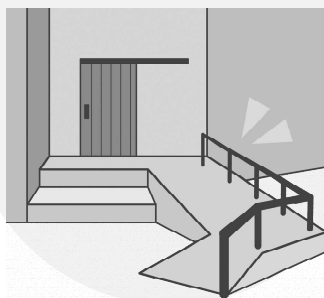
みんなで取り組んでいきましょう！



民間の施設においても、ユニバーサルデザインの考え方を大切にしよう！



点字ブロックの上に物を置かない等、障がいのある人が利用するものへの配慮をしよう！



非常持ち出し袋を準備したり、避難場所を確認したりして、災害時に備えよう！



(1) だれもが住みやすいまちづくり

【現状と課題】

障がいのある人の社会参加を促進する上で、障がいのある人のみならず、子どもや高齢者等、だれもが円滑かつ快適に、施設や公共交通機関等を利用できるようにする、ユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要があります。

アンケート調査では、外出時に困ることとしては、「階段等が不便、危険である」が最も多くなっています。歩道や建物のバリアフリー化を推進することや電車やバスの運営者に障がいのある人が外出しやすい対策等呼びかけること、関係団体等アンケート調査では、障がいのある人が社会参加しやすいよう、外出支援のさらなる充実が求められています。

【取組の方向性】

公共施設の改修を進めるとともに、駅等の多数の人が利用する民間の建築物についてもバリアフリーが図られるよう改修の促進を図ります。

また、歩道上に通行の障がいとなるものを置かないようにする等、住民のマナーの改善を働きかけます。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備	だれもが住みやすいまちづくりを進めていくため、建築物や公園、道路、住宅等の設置者や建築技術者はもとより、住民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方について普及・啓発を図ります。
②公共施設などの整備・改善	公共施設等の多目的トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善を推進します。また、障がいのある人等、誰もが使いやすい駐車スペースの確保に努めます。
③道路・交通安全施設の整備	安全な歩行空間が確保できるように、歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、白線等の誘導ラインや視覚障がい者誘導用ブロック等、道路施設の改良を計画的に推進します。 道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置等、設備の改善を関係機関に要望します。

(2) だれもが暮らしやすい居住環境づくり

【現状と課題】

住宅は生活のための重要な基盤であり、障がいのある人のみならず、すべての人が生涯を通じて快適に安心して生活できるようにすることが必要です。

【取組の方向性】

障がいのある人や高齢者等の多様なニーズに的確に対応し、身体機能の低下や障がいが生じた場合にも、住み慣れた居宅で住み続けることができるよう住宅の改修を促進するとともに、設計や設備等の面で障がいのある人に配慮した住宅等の整備促進に努めます。

また、障がいのある人の生活を支援するため、福祉・医療との連携を図るとともに、住み慣れた地域で利用できる福祉サービスの提供に努めます。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①公営住宅におけるバリアフリー化	高齢者や障がいのある人の入居に配慮し、公営住宅の建設・建て替えに際しては、バリアフリー設計・改修を進めていきます。
②各種給付・融資制度の周知	住宅改造の経済的負担を軽減するため、居宅生活動作保護用具の給付や、府の住宅建設（改良）資金の融資等の制度について、市広報をはじめ、ホームページ、パンフレットによる周知と利用促進を図ります。

(3) 防災・防犯対策の推進と安全・安心な地域づくり

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、市民が安全・安心に暮らせるよう、防災・防犯対策の充実を図っています。

アンケート調査では、災害時の避難時の支援や避難所生活に対する不安が多く、災害時の不安が軽減するよう防災対策の充実が求められています。

【取組の方向性】

障がいのある人が犯罪や事故の被害に遭うことがないように、また、防犯・防災の情報不足からの不安感がないように、警察等関係機関や防犯協会、障害者団体、ボランティア団体、地域団体等との連携を強化し、必要な情報の提供等の充実を図ります。

また、地震や豪雨等による災害や火災が起きたとき、障がいのある人が安心して避難できるように、あるいは安否確認や救出等が迅速に行えるように、関係機関や地域団体等との連携を強化し、防災体制の確立を進めます。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①地域における交流と周知	日頃から障がいのある人のいる世帯と地域との交流が図られるよう、地域の行事等の機会を捉えて福祉に関する意識啓発を行います。
②地域における防災・防犯体制の強化	講習会や防災訓練を通じて、障がいのある人を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。また、防災に関するパンフレットの作成・配布や避難誘導板の設置を検討します。さらに、地域の実情にあった自主防災組織の育成に努めるとともに、関係機関との連携協力体制を強化し、犯罪や災害に強い地域づくりを推進します。
③南丹市災害時要援護者避難支援プランの推進	災害時要配慮者支援台帳の整備は、平常時からの備えとして継続して実施することが必要であり、登録についての継続した周知・啓発に努めるとともに、最新の情報が登録されるよう取り組みます。また、個別計画については、必要性を周知し、地域において作成が進むよう働きかけます。さらに、災害時情報の伝達体制の整備を進めます。
④災害情報等の提供と防災意識の高揚	障がいのある人やその家族、入所支援施設等に対し、普段から防災に関する情報を提供し、災害時の行動規範の徹底や防災意識の高揚を図ります。また、情報の提供にあたっては、障がいの種類や程度により様々な方法を取り入れ、周知・徹底できるよう努めます。防災行政無線、文字放送、音声告知放送、メール配信等を活用した災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。

基本目標6 共感しあえる地域づくりのために

障がいや病気があるないに関わらず、多様なバックグラウンドを持つ人たちが分け隔てなく集える場や、イベントがあるといいな！



障がい者、障がい児という言葉も不理解を生む一因かも。他に良い言葉は無いかな？



互いを認め合うことが大事。地域で正しく理解され、受容され、互いに支援しあうことの基盤づくりを。



目に見えない障がいに対する理解が進んでいない。周知・啓発が必要だと思う。



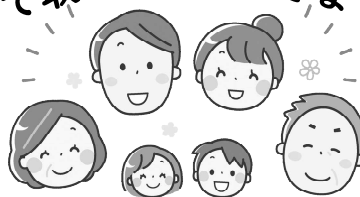
差別や偏見を感じたことがあるとアンケートで答えた方が33.4%。そう感じる方がいなくなるように、人権に関する意識の啓発に向けた取り組みが重要だ。



障がいのある人の「自立と社会参加」を実現するためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、住民がお互いを尊重しあい、差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

このような社会を築いていくためには、行政だけでなく、企業、NPO等を含むすべての社会構成員が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことが重要であり、住民一人ひとりの理解と協力をいかにして促進させていくかが最も大切なこととなります。そのためにはまず、人格や個性を尊重し合う共生社会の普及を図り、障がいのある人に関する住民理解を促進するための啓発活動を推進します。

みんなで取り組んでいきましょう！

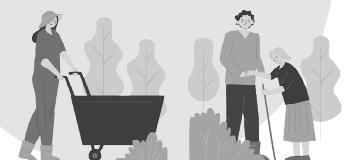


障がいや障がいのある人に関して知ろう！
知ることによって距離が近づく！



困っている人がいたら、自分ができる範囲で、手助けしよう！

興味がある方は、障がいのある人へのボランティアにも積極的に参加してみよう！





(1) 福祉の心・人権意識の高揚

【現状と課題】

障がいのある人が、地域であたり前に暮らすことができるようにするためには、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、地域でともに暮らす意識とともに、差別意識や偏見をなくす福祉意識や人権意識を高めることが必要です。

アンケート調査結果では、人間関係に差別や偏見を感じる方が多く、障がいへの理解を深めるため、啓発活動をさらに推進していくことが求められています。

【取組の方向性】

関係者をはじめ、企業、サービス提供事業者、地域住民等すべての人に対して、障がいや障がいのある人に対する理解啓発・広報活動を進めるとともに、人権意識の高揚を図ります。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①各種メディアの活用	市広報やホームページをはじめ、新聞、テレビ、CATV等のマスメディアを積極的に活用し、広報・啓発に努めます。
②「障害者週間」等の活用	「障害者の日（12月9日）」や「障害者週間（12月3～9日）」等の機会を捉え、街頭啓発、リーフレットの配布、講演会等を行うことにより、住民が、障がいや障がいのある人、障がいのある人を支える支援者やサポーターに対する理解と認識を深めるとともに、障がいのある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるための運動を展開することに努めます。
③相互理解の促進	障がいのある人と障がいのない人の相互理解、障がいのある人同士の相互理解を進め、だれもが支えあい、尊重し合えるような施策の展開を検討するとともに、障がいの特性を理解した「合理的配慮」についての周知・啓発に努めます。
④関係団体等との連携の強化	各種障害者団体やボランティア団体等と連携して障がいのある人のニーズの把握に努め、障害者施策への反映に努めます。

(2) 地域のふれあい、支えあいの促進

【現状と課題】

地域の中で、ともに生き、ともに支えあう意識を築いていくためには、住民同士の様々な交流の機会が必要です。新型コロナウイルスの影響による地域での活動や交流の停滞を再開していくための方策が必要です。

【取組の方向性】

地域団体や障害者団体等が、障がいのある人の参加しやすい行事等交流の機会づくりを進められるよう、支援に努めます。

また、関係機関が連携し、ボランティア活動のきっかけづくりの場や機会を充実し、身近な地域での障がいのある人とのふれあいや支えあい活動への参加を促進します。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①地域コミュニティ・ネットワークづくり	地域で生活する障がいのある人が安心して生活していけるように、地域において障がいのある人のいる世帯を見守り、支援を行う地域コミュニティ・ネットワークの構築を図ります。
②ボランティア養成講座の充実	訪問活動・相談・付き添い・ガイドヘルプ・点訳・手話・要約筆記・音訳等のボランティア養成講座を充実し、人材の育成を図ります。

(3) 地域ぐるみのネットワークづくりの推進

【現状と課題】

住み慣れた地域の中で障がいのある人が安心していきいきと暮らすことができる地域共生社会を実現するためには、障がいのある人に対する偏見・虐待の防止、話し相手や見守り、買い物等、様々な生活課題やニーズに対応した、多様な支援ネットワークづくりが必要です。

【取組の方向性】

住民を主体とした日常的な支援活動として、地域の特性に合わせたネットワークづくりを支援します。

また、地域ぐるみのネットワークが身近な地域における相談支援・見守り機能として効果的・効率的に機能するように、支援を必要とする障がいのある人と様々な支援者とを結びつけたり、地域の様々な人や施設、活動等が相互に連携・協力したりできるように、ボランティアや地域ネットワークのコーディネーターを育成する等、地域ぐるみのネットワークが機能するための体制の確立をめざします。

【主な事業】

事業項目	事業内容
①地域でのネットワーク体制の確立	地域ケア会議等を中心に障がいのある人への見守り体制の確立を検討するとともに、地域ぐるみのネットワークが機能する体制が整備されるよう社会福祉協議会等と連携します。

第5章 第7期障害福祉計画

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第7期計画における今後の目標 (令和8年度を目指す目標)

目標	①令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること ②令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者から維持すること
----	--

【目標値】

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の入所者数(A)	55人	令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末時点の入所者数(B)	55人	令和8年度末時点の施設入所者数
①(A)のうち令和8年度までの地域生活移行者数(C)	4人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数
①地域生活移行率	7.3%	(C) / (A)
②入所者数の削減見込	0人	(A) - (B)

●関連提供サービスの見込み

①居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日、相談や日常生活の援助、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
施設入所支援	単身での生活が困難等の理由で施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に、理解力、生活力等を補うため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や利用者からの相談・要請に応じた随時の対応を行います。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助(グループホーム)	利用者数	71	72	73
	うち重度障がい者利用者数	5	5	5
施設入所支援	利用者数	55	55	55
自立生活援助	利用者数	1	1	1

※利用者数：毎年度3月の実利用者数(人/月)

【現状分析と今後の見込み】

- 共同生活援助の利用者数は、令和3年度から4年度にかけて、増加傾向となっています。令和6年度以降も利用量が増加すると見込んでいます。
- 施設入所支援は、施設入所の希望やニーズがあった際には柔軟に対応できるよう、見込み値としては現状維持としています。
- 自立生活援助については、令和3・4年度とも利用はありませんでしたが、ニーズがあった際に備え、見込み値を設定しています。

【確保方策】

- 市独自の助成制度により、事業者によるグループホームの整備・拡充を支援します。
- 地域生活に移行した後の生活に対する支援・相談体制の充実に努めます。
- 障がいのある人に対する地域の理解を深めるための取り組みを進めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

第7期計画における今後の目標 (令和8年度を目指す目標)

目標	①令和8年度末までに、協議会やその専門部会等、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置すること
----	--

【目標値】

項目		目標		
①令和8年度末までに協議の場の設置		設置済(圏域)		
数値目標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	20	20	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人	26	28	30
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人	1	1	1
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	人	1	1	1

(3) 地域生活支援の充実

第7期計画における今後の目標 (令和8年度を目指す目標)

目標	①令和8年度末までに、1つ以上の地域生活支援拠点等を確保 ②令和8年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、支援ニーズを把握し、 支援体制の整備に向けて検討 (圏域にて検討) ③機能の充実のためコーディネーターを配置し、年1回以上運用状況を検証及び検討 すること (圏域にて検討)
----	---

【目標値】

項目	目標
①令和8年度末までに地域生活支援拠点等の整備	整備済
②令和8年度末までに強度行動障がい者への 支援体制の整備に向けて検討	整備(圏域)
③機能充実に向けた、運用状況の検証及び検討の実施	実施(圏域)

※地域生活支援拠点等の整備については、地域における複数の機関が分担して、地域生活拠点等の5つの機能(①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を担う「面的整備型」の体制で進める。

数値目標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
拠点コーディネーターの 配置 (圏域にて配置)	人	1	1	1
運用状況の 検証及び検討 (圏域にて実施)	回	3	3	3

●関連提供サービスの見込み

①訪問系サービス

【サービスの概要】

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいのある人の外出時に、移動に必要な情報提供(代筆・代読含む)や移動の援護等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害で自己判断能力が制限されている人の行動時に、危険を回避するための援護や外出支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用時間	2,064	2,096	2,128
	利用者数	129	131	133
重度訪問介護	利用時間	820	820	820
	利用者数	2	2	2
同行援護	利用時間	80	80	80
	利用者数	9	9	9
行動援護	利用時間	5	5	5
	利用者数	2	2	2
重度障害者等包括支援	利用時間	0	0	0
	利用者数	0	0	0

※利用時間：毎年度3月の延べ利用時間（時間／月）

利用者数：毎年度3月の実利用者数（人／月）

【現状分析と今後の見込み】

- 居宅介護の利用者数は、令和3・4年度と増加傾向で推移しており、今後も利用が増加すると見込んでいます。
- 重度訪問介護については、1～2人の利用があり、今後も利用者の維持を見込んでいます。
- 同行援護は、令和3・4年度ともに9人の利用となっています。令和6年度以降も、利用者の維持を見込んでいます。
- 行動援護は、令和4年度に2人の利用がありました。令和6年度以降も利用者の維持を見込んでいます。
- 重度障害者等包括支援は、令和3・4年度とも利用はありませんでした。
- 強度行動障がいの対象者の人数は、令和5年10月末現在において障がい者が45人、障がい児が1人となっており、今後も支援ニーズの把握に努める必要があります。

【確保方策】

- 利用者のニーズに沿ったサービスを提供するため、各種サービスに関する情報提供等、広報活動の充実に努めることで、支援が必要な人に対する制度の周知を図ります。
- 周辺市町と連携し、市内及び圏域内において、訪問系サービスに対する新規事業者や介護保険サービス事業者の参入を働きかけます。
- 地域生活支援拠点等の機能充実に努めるため、支援ニーズの把握を行いながら緊急時の受け入れ・対応が確保できるよう体制整備に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

第7期計画における今後の目標 (令和8年度を目指す目標)

目標	<p>①令和8年度に一般就労に移行する者を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすること</p> <p>※令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めること</p> <p>①-1 就労移行支援事業：令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすること</p> <p>①-2 就労継続支援A型事業：令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指すこと</p> <p>①-3 就労継続支援B型事業：令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指すこと</p>
-----------	--

【目標値】

項目	数値	考え方
令和3年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数(A)	0人	令和3年度に福祉施設から一般就労した者の数
①令和8年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数(B)	5人	令和8年度に福祉施設から一般就労した者の数
①-1 令和8年度の就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	2人	令和3年度の一般就労への移行実績(人)の1.31倍以上
①-2 令和8年度の就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	2人	令和3年度の一般就労への移行実績(人)の1.29倍以上
①-3 令和8年度の就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	1人	令和3年度の一般就労への移行実績(人)の1.28倍以上

目標	<p>①令和8年度における就労移行支援事業所のうち、事業利用後の一般就労移行率が5割以上の事業所を、全体の5割以上とすること</p> <p>②令和8年度末における就労定着支援事業利用者数を、令和3年度末実績の1.41倍以上とすること</p> <p>③就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること</p>
-----------	--

【目標値】

項目	数値	考え方
令和8年度末の、就労移行支援事業所数(A)	1箇所	令和8年度末時点での就労移行支援事業所数
①(A)のうち一般就労移行率5割以上の就労移行支援事業所数(B)	1箇所	令和8年度末時点での就労移行支援事業所数のうち、一般就労移行率が5割以上の事業所数
①割合	100%	(B) / (A)
令和3年度末の就労定着支援事業利用者数(A)	3人	令和3年度末時点での就労定着支援事業利用者数
②令和8年度末の就労定着支援事業利用者数(B)	5人	令和8年度末時点での就労定着支援事業利用者数
②増加割合	1.67倍	(B) / (A)

項目	数値	考え方
令和8年度末の、就労定着支援事業所数(A)	1箇所	令和8年度末時点での就労定着支援事業所数
③(A)のうち就労定着率7割以上の就労移行支援事業所数(B)	1箇所	令和8年度末時点での就労定着率7割以上の事業所数
③割合	100%	(B) / (A)

●関連提供サービスの見込み

①日中活動系サービス

【サービスの概要】	
サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	身体障がいのある人等に、自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練・支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある人に、自立した生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練・支援を行います。
就労移行支援	65歳未満の一般就労等を希望する人に、一定期間、就労する機会を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(A型：雇用契約を結ぶ、B型：雇用契約を結ばない)
就労定着支援事業	一般就労した障がいのある人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練や療養上の管理・看護・介護及び日常生活の援助を行います。 自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含めて、施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
短期入所(福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気等の場合に、入所支援施設等で短期間の宿泊を伴い、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。福祉型は障害者支援施設等、医療型は病院、診療所、介護老人保健施設において実施します。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数	2,272	2,304	2,336
	利用者数	142	144	146
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	18	18	18
	利用者数	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	50	50	50
	利用者数	3	3	3
就労移行支援	利用日数	55	55	55
	利用者数	3	3	3
就労継続支援 (A型)	利用日数	234	252	270
	利用者数	13	14	15
就労継続支援 (B型)	利用日数	2,000	2,000	2,000
	利用者数	120	120	120
就労定着支援	利用者数	1	1	1
就労選択支援	利用者数		1	1
療養介護	利用者数	10	10	10
短期入所 (福祉型)	利用日数	50	50	50
	利用者数	10	10	10
短期入所 (医療型)	利用日数	30	30	30
	利用者数	2	2	2

※利用日数：毎年度3月の延べ利用日数（人日／月）

※利用者数：毎年度3月の実利用者数（人／月）

【現状分析と今後の見込み】

- 生活介護は、利用者数は増加傾向、利用日数は横ばいとなっております。令和6年度以降については利用量及び利用者が微増していくと見込んでいます。
- 自立訓練（機能訓練）は、令和3・4年度の利用はありませんでしたが、令和6年以降も1名の利用者があるの見込み、利用日数、利用者数について見込んでいます。
- 自立訓練（生活訓練）は、令和3年度にのみ3人の利用がありました。令和6年度から8年度については、利用者数・利用日数ともに維持を見込んでいます。
- 就労移行支援は、令和3・4元年度とも利用者数は3人となっております。令和6年度以降も同様に3人の利用を見込みます。

- 就労継続支援（A型）の利用者数は、令和3年度に9人、令和4年度に11人と増加傾向です。令和6年度以降も増加傾向が続くとして見込んでいます。
- 就労継続支援（B型）は、令和3・4年度で利用者数はほぼ横ばいです。令和6年度以降も継続的な利用があると見込みます。
- 就労定着支援事業は、令和4年度のみ1名の利用がありました。令和6年度以降も1人の利用を見込んでいます。
- 療養介護の利用者数は、ほぼ横ばいです。令和6年度以降も利用者の維持を見込んでいます。
- 短期入所（福祉型）は、令和3年度に12人、令和4年度に9人の利用がありました。令和6年度以降も利用者数が維持していくと見込みます。
- 短期入所（医療型）は、令和4年度にのみ2人の利用がありました。令和6年度以降は、2名の利用者数を見込んでいます。

【確保方策】

- 生活介護においては、今後も利用者の増加が見込まれるため、サービス提供事業者と連携して、利用ニーズに応じたサービス量の提供体制を確保することに努めます。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）においては、事業者に対して、利用者の動向やサービス内容等に関する情報提供を行い、新規事業者の参入を促進します。
- 就労移行支援においては、一般就労等を希望する人に対して、相談支援事業等を活用して適切なサービスを提供することで、就業面及び生活面での一体的な支援を行います。
- 就労継続支援（A型・B型）においては、事業者のネットワークにより利用者の工賃アップや就労の場の確保に向けた取り組みを進めるとともに、新規事業者の参入を促進します。さらに支援学校や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク・商工会・企業等と連携し、一般就労も視野に入れた支援に努めます。また、一般就労した方の就労定着の支援に向け、就労定着支援の利用者数の増加に努めます。
- 療養介護においては、事業者に対して、利用者の動向やサービス内容等に関する情報提供を行い、新規事業者の参入を促進します。
- 短期入所においては、サービス提供事業者や周辺市町と連携し、利用ニーズに応じたサービス量の提供体制を確保することに努めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

第7期計画における今後の目標 (令和8年度を目指す目標)

目標	①令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること ②協議会において、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制を確保すること
----	---

【目標値】

項目		目標		
①令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保		確保 (基幹相談支援センター)		
②令和8年度末までに、地域サービス基盤の開発・改善等の取組実施に向けた必要な協議会の体制を確保		設置済		

数値目標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	15	15	15
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援	件	20	20	20
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組	回	45	45	45
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証	回	1	2	3
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員	人	0	0	1
協議会参加事業所数	事業所	4	4	4
協議会参加機関数	機関	4	4	4
ネットワーク会議	設置数	会議	3	3
	実施回数	回	17	17

●関連提供サービスの見込み

①相談支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成・相談による不安解消・外出時の同行支援・住居確保・関係機関との調整等を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	85	90	95
地域相談支援（地域移行支援）	利用者数	1	1	1
地域相談支援（地域定着支援）	利用者数	1	1	1

※利用者数：毎年度12ヶ月平均の実利用者数（人／月）

【現状分析と今後の見込み】

- 計画相談支援は、令和3年度から4年度にかけて増加傾向となっています。令和6年度以降も増加していくと見込んでいます。
- 地域移行支援及び地域定着支援は、地域定着支援のみ令和3年度で利用がありました。令和3年度以降は、どちらも利用者数は1人を見込んでいます。

【確保方策】

- 障害福祉サービス等の利用を希望する人が、適切に組み合わせられたサービスを受けられるよう、利用計画を作成する相談支援専門員の質と量の拡充に努めます。また、介護サービスとの連携を進め、相談員の適正な配置に努めます。
- 周辺市町と連携し、相談支援事業に対する新規事業者の参入を促進します。
- 施設や病院から地域生活への移行を希望する人が、円滑に移行できるように相談支援事業者・施設・医療機関等関係機関の連携を強化します。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第7期計画における今後の目標 (令和8年度を目指す目標)

目標	①令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること
----	---

【目標値】

項目		目標		
①令和8年度末までに、サービスの質の向上を図るための体制を構築		構築済		
数値目標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	有無	有	有	有
障害福祉サービス等に係る各種研修への参加	人	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有無	有	有	有
	回	3	3	3

(7) 地域生活支援事業の実施（見込み）

◆必須事業◆

① 相談支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
地域自立支援協議会	障害者施策の中核的な役割を果たす協議の場であり、地域の障害福祉に携わる様々な立場の人を委員として構成します。ユニバーサル社会の実現に向け、施策全般にわたる検証や提言を行います。
障害者相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、情報提供や援助を行うとともに、地域移行や地域での生活を支援します。
基幹相談支援センター	総合的な相談や困難事例への対応、成年後見制度利用支援事業等を実施し、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	専門職員を配置し、相談支援事業者への指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般賃貸住宅への入居に支援が必要な人等に、入居手続きの支援や生活上の課題に必要な支援が受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人に、成年後見制度の利用に要する費用のうち、制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の経費の全て、又は一部の補助を行います。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域自立支援協議会	設置有無	有	有	有
障害者相談支援事業	実施箇所	4	4	4
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	利用者数	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	利用者数	11	12	13

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

【現状分析と今後の見込み】

○障害者相談支援事業は、令和3年度から4年度にかけて減少傾向となりました。令和6年度以降は、事業所の維持を見込んでいます。

- 住居入居等支援事業は令和3・4年度とも利用者はありませんでした。
- 成年後見制度利用支援事業は、令和3年度に8人、令和4年度に10人の利用がありました。令和6年度以降も、利用者が増加していくことを見込んでいます。

【確保方策】

- 障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、地域自立支援協議会等と連携して、ライフステージに応じた支援が受けられる相談支援体制を構築し、専門的な相談対応と地域の実情に根ざした情報提供に努めます。
- 南丹市権利擁護・成年後見センター及び南丹市社会福祉協議会等と連携して、成年後見制度に関する普及・啓発を行うとともに、市民が利用しやすい体制の構築に努めます。

② 意思疎通支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人がコミュニケーションをとりやすくするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人がコミュニケーションをとりやすくするため、手話通訳者をふない聴覚言語障害センターに設置します。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
要約筆記者派遣事業	延べ件数	15	18	21
手話通訳者派遣事業	延べ件数	40	40	40
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2

※延べ件数：毎年度の延べ派遣件（回）数（件／年度）

※設置者数：毎年度の実設置者数（人／年度）

【現状分析と今後の見込み】

- 要約筆記者派遣事業は、令和3年度に6件、令和4年度に9件の利用件数となりました。令和6年度以降も、増加傾向となると見込んでいます。
- 手話通訳者派遣事業は、令和3・4年度ともに35件となりました。令和6年度以降も、現状維持となるよう見込んでいます。
- 手話通訳者設置事業は、令和3・4年度ともに2名となっています。令和6年度以降も同様に、2名で見込んでいます。

【確保方策】

- 市民ボランティアとの連携を図りながら、要約筆記奉仕員・手話奉仕員養成研修を実施するとともに、要約筆記者・手話通訳者養成研修への受講につなげ、ニーズに応えられる派遣体制の構築に努めます。

③ 日常生活用具給付等事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・訓練用いす・訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具・特殊便器・聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器・電気式たん吸引器・盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器・人工喉頭・聴覚障害者用情報受信装置等
排せつ管理支援用具	ストマ装具・紙おむつ・収尿器
住宅改修費	移動を円滑にする用具等で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	延べ件数	3	3	3
自立生活支援用具	延べ件数	8	8	8
在宅療養等支援用具	延べ件数	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	3	3	3
排せつ管理支援用具	延べ件数	1,015	1,015	1,015
住宅改修費	延べ件数	3	3	3

【現状分析と今後の見込み】

- 介護・訓練支援用具は、令和3年度に1件、令和4年度に3件の利用がありました。
- 自立生活支援用具と在宅療養等支援用具は、令和4年度に計画値を超える利用がありました。
- 情報・意思疎通支援用具は、令和3年度に7件、令和4年度に3件の利用がありました。
- 排せつ管理支援用具は、令和3・4年度ともに、計画値を超える利用実績となっています。
- 住宅改修費は、令和3年度に2件、令和4年度に5件の利用がありました。

【確保方策】

- 利用者のニーズを把握するとともに、制度の周知や日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。
- 障害の状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。

④ 移動支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）	屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会参加等生活上不可欠な外出や余暇活動等のための外出を支援します。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）	実施箇所	10	10	10
	利用時間	600	875	1,200
	利用回数	400	400	400
	利用者数	30	35	40

【現状分析と今後の見込み】

○利用時間、利用者数とも、計画値を下回っています。令和6年度以降は徐々に増加していくと見込んでいます。

【確保方策】

○サービス提供事業者に対して、障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう働きかけるとともに、サービス提供事業者の参入促進に努めます。

⑤ 地域活動支援センター事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作的活動または生産活動機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	実施箇所	4	4	4
	利用時間	2,000	2,000	2,000
	利用者数	70	70	70

【現状分析と今後の見込み】

- 実施箇所は、各旧町に1箇所の合計4箇所で実施しています。
- 令和3・4年度とも、計画値を大きく下回っています。令和6年度以降は利用者の維持を見込んでいます。

【確保方策】

- 障がいのある人の自立や社会参加を促進するため、地域活動支援センターの周知や利用啓発に努めるとともに、センター間や他の日中活動系事業者・グループワーク事業との連携・情報交換により、活動の質の向上や多様な支援手段の確保を図ります。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人の交流活動の促進のため、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術取得者）の養成研修を行います。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	13	14	15

【現状分析と今後の見込み】

- 令和3年度に8人、令和4年度に11人の方が研修を修了されています。

【確保方策】

- 市民ボランティアとの連携を図りながら、手話奉仕員養成研修を継続的に開催するとともに、本研修受講者を手話通訳者養成研修への受講につなげ、手話奉仕員・手話通訳者の人材確保に努めます。

◆任意事業◆

① 要約筆記奉仕員養成研修事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
要約筆記奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人の交流活動の促進のため、要約筆記奉仕員（話し手の話を速く、正しく、分かりやすく文字化することにより伝えることが可能なレベル）の養成研修を行います。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
要約筆記奉仕員養成研修事業	修了者数	3	3	3

【現状分析と今後の見込み】

○令和3・4年度とも3人の終了者数となっています。令和6年度以降も同様に見込んでいます。

【確保方策】

○市民ボランティアとの連携を図りながら、要約筆記奉仕員養成研修を継続的に開催するとともに、本研修受講者を要約筆記養成研修への受講につなげ、要約筆記奉仕員・要約筆者の人材確保に努めます。

② 日中一時支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
日中一時支援事業	見守り等が必要な障がいのある人等に、日中の活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な生活訓練を行います。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実施箇所	7	7	7
	利用回数	2,600	2,600	2,600
	利用者数	32	32	32

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

【現状分析と今後の見込み】

○概ね見込み通りとなっています。令和6年度以降は、実績をふまえ、維持を見込んでいます。

【確保方策】

○障がいのある人の自立に向けた支援を充実させるため、日中における活動の場を確保するとともに、広報活動の充実に努めることで、支援が必要な人に対する制度の周知を図ります。

③ 生活サポート事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
生活サポート事業	見守り等が必要な障がいのある人等に、自宅や自宅周辺で日常生活に関する支援や見守り・声かけ等を行います。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活サポート事業	実施箇所	4	4	4
	利用回数	170	170	170
	利用者数	5	5	5

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

【現状分析と今後の見込み】

○実施箇所、利用回数、利用者数は、それぞれ見込みを下回っています。令和6年度以降は、実績をふまえ、維持を見込んでいます。

【確保方策】

○障がいのある人の自立に向けた支援を充実させるため、利用ニーズの把握に努め、サービス提供体制の充実を図ります。また、広報活動の充実に努めることで、支援が必要な人に対する制度の周知を図ります。

④ 社会参加促進事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
スポーツ活動 (スポーツ大会等)	当事者団体のスポーツ活動等への参加を支援することにより、障がい者の社会参加を促進します。
芸術文化活動 (福祉大会)	「身体障害者福祉会」福祉大会の開催を支援することにより、障がい者の社会参加を促進します。
グループワーク事業	精神的な不安のある方に対して、情報交換等を介して得られる社会的交流の場を提供することで社会参加を促進します。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ活動 (スポーツ大会等)	開催回数	5	5	5
	参加人数	125	125	125
芸術文化活動 (福祉大会)	開催回数	1	1	1
	参加人数	80	80	80
グループワーク事業	開催回数	18	18	18
	参加人数	40	40	40
合計	開催回数	24	24	24
	参加人数	245	245	245

【現状分析と今後の見込み】

○令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により見込みを下回る実績となっておりますが、令和4年度はそういった状況も少しずつ緩和しています。令和6年度以降は現状維持で見込んでいます。

【確保方策】

○今後も継続して障がいのある人の交流の場を確保するとともに、広報活動の充実に努めることで、参加者数の増加を目指します。

⑤ 重度重複障害者等移動支援事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
重度重複障害者等移動支援事業	在宅の重度障害が2つ以上ある人に、移送用車両による自宅から病院との間の移送サービスを提供します。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度重複障害者等移動支援事業	利用回数	5	5	5
	利用者数	2	2	2

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

【現状分析と今後の見込み】

○令和4年度に1人の利用があり、令和6年度以降のニーズにも応えられるよう見込んでいます。

【確保方策】

○広報活動の充実に努めることで支援が必要な人に対する制度の周知を図ります。

⑥訪問入浴サービス事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
訪問入浴サービス事業	家族等の介助のみでは入浴が困難な身体障がいのある人に、移動入浴車による自宅での入浴サービスを提供します。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	利用回数	180	180	180
	利用者数	5	5	5

※利用回数：毎年度の延べ利用回数（回／年度）

※利用者数：毎年度の実利用者数（人／年度）

【現状分析と今後の見込み】

○令和3・4年度とも計画値を下回る実績となりました。令和6年度以降は、実績をふまえ、維持を見込んでいます。

【確保方策】

○広報活動の充実に努めることで支援が必要な人に対する制度の周知を図ります。

⑦訪問生活介護事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
訪問生活介護事業	心身の障害のために日中における通所サービスを利用することが困難な人に、訪問支援員が居宅に訪問し、社会的な日中活動の機会を提供します。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問生活介護事業	利用回数	22	22	22
	利用者数	1	1	1

【現状分析と今後の見込み】

- 令和3・4年度ともに、利用者数は見込み通りですが、利用回数は見込みを下回っています。
令和6年度以降も、利用者の維持を見込んでいます。

【確保方策】

- 広報活動の充実に努めることで支援が必要な人に対する制度の周知を図ります。

⑧重度障害者等就労支援特別事業

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
重度障害者等就労支援特別事業	企業に雇用される重度障がいのある人に、通勤支援や職場等における業務外の支援を提供します。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等就労支援特別事業	利用者数	1	1	1

【現状分析と今後の見込み】

- 令和4年度からの新規事業で利用実績はない状況ですが、令和6年度以降のニーズに応えられるよう見込んでいます。

【確保方策】

- 広報活動の充実に努めることで支援が必要な人に対する制度の周知を図ります。

第6章 第3期障害児福祉計画

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

第7期計画における今後の目標 (令和8年度を目指す目標)

目標	<p>①令和8年度末までに、圏域において、児童発達支援センターを1カ所以上設置すること</p> <p>②令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築</p> <p>③令和8年度末までに、圏域において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所確保すること</p> <p>④令和8年度末までに、圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること</p>
----	---

【目標値】

項目	数値
①令和8年度末までの、児童発達支援センターの設置数	1箇所 (圏域：設置済み)
②-1 令和8年度末までに、 圏域および市において 保育所等訪問支援の利用を推進する体制を構築	2箇所 (圏域と市で構築済み)
②-2 令和8年度末までに、子育て発達支援センターにおいて保育所等訪問支援や学校連携の利用を推進する体制を構築	1箇所 (市で構築済み)
③令和8年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1箇所 (圏域：設置済み)
③令和8年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1箇所 (圏域：設置済み)
④令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	設置 (圏域：設置済み)
④令和8年度末までの、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	2名 (圏域：配置済み)

●関連提供サービスの見込み

①障害児通所支援

サービスの概要	
サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	通学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	障がいのある子どもや保育所等のスタッフに、障害児支援施設で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
障害児相談支援	上記4つのサービスを利用する子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。 障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数	210	210	210
	利用者数	70	70	70
放課後等デイサービス	利用日数	903	924	945
	利用者数	86	88	90
保育所等訪問支援	利用日数	1	1	1
	利用者数	1	1	1
医療型児童発達支援	利用日数	5	5	5
	利用者数	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	5	5	5
	利用日数	1	1	1

【現状分析と今後の見込み】

- 児童発達支援の利用者数は、令和3・4年度とも見込みを上回っており、令和3年度から4年度にかけて増加傾向となっています。令和6年度以降は、利用者数・利用日数ともに維持を見込んでいます。
- 放課後等デイサービスは、令和3年度から4年度にかけて大きく増加しています。令和6年度以降も増加を見込んでいます。
- 保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は、令和3・4年度とも利用者はありませんでしたが、令和6年度以降もニーズがあった際にも対応できるよう、利用があると見込んでいます。

【確保方策】

- 支援が必要な子どもが、身近な地域で適切な療育が受けられる場の確保に努めます。また、子育て担当部局と連携し、障がいのある子どもの家庭をサポートします。
- 子育て発達支援センターの専門職による保育所・乳幼児健診等への巡回訪問を通じて、障害の早期発見・早期療育に努め、保育士や保護者等への指導助言を行うことにより、一人ひとりの成長段階に応じた適切な支援プログラムを実現します。
- 放課後等デイサービスにおいては、利用状況の伸びが見込まれることから、新規事業者の参入を促進するとともに、事業者と連携して、障がい特性や成長段階に応じて支援できるスタッフの養成に努めます。

②障害児相談支援等

【サービスの概要】	
サービス名	内容
障害児相談支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援のサービスを利用する子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児コーディネーター	医療的ケア児等の支援を総合調整する役割を持ちます。
発達相談	心理士による個別相談です。
OT相談	作業療法士による個別相談です。
ST相談	言語聴覚士による個別相談です。
発達・発達支援相談	医師による発達・発達支援相談です。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数	16	16	16
医療的ケア児等コーディネーター	人	2	2	2
発達相談	回/月	10	10	10
OT相談	回/月	8	8	8
ST相談	回/月	2	2	2
発達・発達支援相談	回/年	6	6	6

【現状分析と今後の見込み】

- 障害児相談支援は、令和4年度において見込みを上回る実績となりました。令和6年度以降は、利用者の維持を見込んでいます。
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数は、2名となっています。
- 子育て発達支援センターで実施している各種相談に関する実施回数を市の独自指標とし、現在実施している回数を維持していくことを見込んでいます。

【確保方策】

- 障害児相談支援においては、周辺市町と連携し、障害児相談支援事業に対する新規事業者の参入を促進するとともに、事業者と連携して、成長段階に応じた個別支援計画の作成に努めます。

③発達障がいへの支援

【サービスの概要】

サービス名	内容
ペアレントトレーニング	環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とした支援を行います。
親子運動プログラム	保育所、幼稚園、こども園に通園している0～5歳児までの保護者と園児を対象に、講義と実技（親子遊び）を交えたプログラムの提供を行うとともに、保護者に対して、遊びの根拠や子どもとの関わり方等に関する講義を実施します。

令和6～8年度にける見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングの受講者数	人	8	8	8
親子運動プログラム	回	5	5	5

【現状分析と今後の見込み】

- ペアレントトレーニングは、継続的な受講の実績が見られ、令和6年度以降も受講者数が維持していくと見込んでいます。
- 親子運動プログラムは、年5回の実施を見込み、事業推進します。

【確保方策】

- 保護者や養育者等が、子どもの発達障がいについて理解し、必要な知識を身につけ、適切な対応ができるよう、プログラム等の支援体制の整備を行うとともに、健全な親子関係の構築に対する効果的な支援にも努めます。

第7章 計画の推進に向けて

1 市民・事業者・地域等との協働の推進

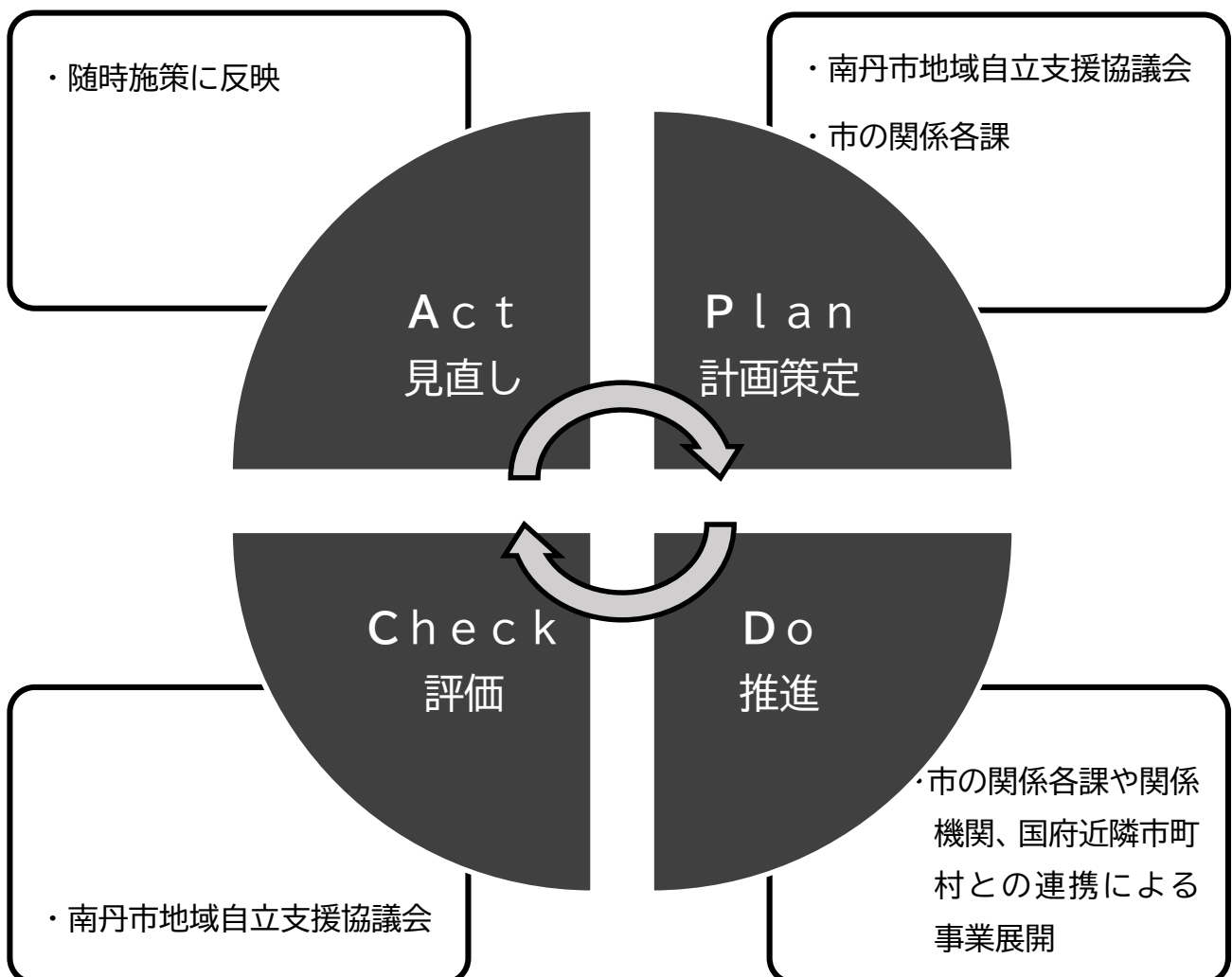
障害者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

2 障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

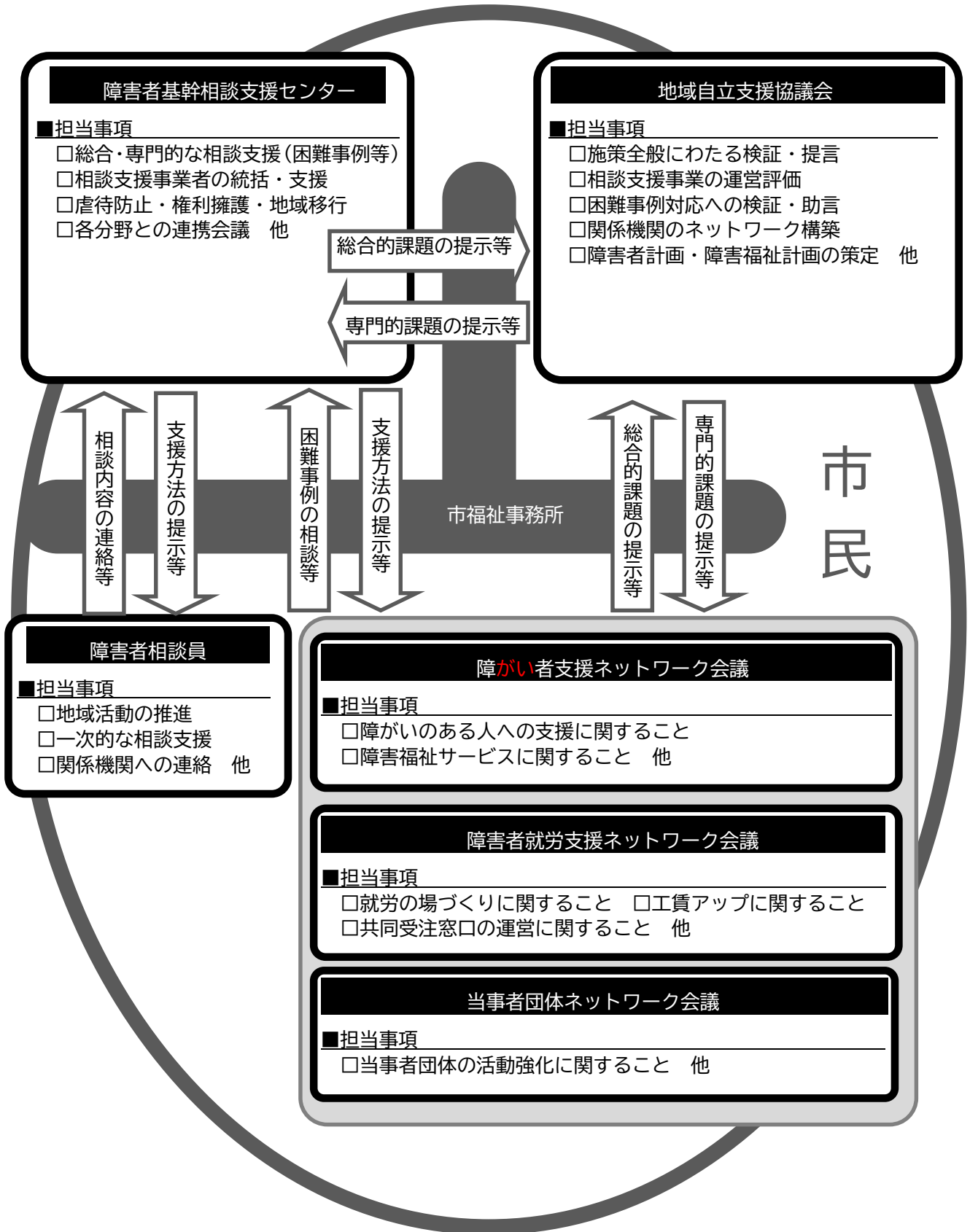
障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制等の充実を図ります。

3 計画の達成状況の点検及び評価

各施策の実施状況等について、南丹市地域自立支援協議会等に定期的に意見を聴きながら、適切な進捗管理を行っていきます。



障害者施策に関する連携体制フロー図



資料編

1 南丹市地域自立支援協議会委員名簿

2 計画策定経過

**第4期南丹市障害者計画及び
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画**

令和6年3月発行

編集・発行 南丹市 福祉保健部 社会福祉課

〒622-8651

京都府南丹市園部町小桜町 47 番地

TEL 0771-68-0007

FAX 0771-68-1166

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>